



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年4月1日月曜日 第1343号外5

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....	1
愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....	7
組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....	7

## 訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....	7
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	8
愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....	24
愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	26
愛媛県食肉衛生検査センター処務規程.....	41
組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....	42

## 教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....	51
--------------------------------	----

## 人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....	51
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....	52

## 県議会訓令

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令.....	55
---------------------------	----

## 公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程.....	55
-------------------------------	----

## 公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する訓令.....	55
------------------------------------	----

## 規 則

### ○愛媛県規則第40号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表総務部の項中「職員課」を「人事課」に改め、同表農林水産部の項中「林業振興課」を「林業政策課」に改め、同条第2項の表土木部の項中「道路維持課」の下に「、高速道路課」を加える。

第4条の2の表中

「

高齢者福祉課	国民健康保険室
--------	---------

」を

「

人事課	職員厚生室
市町村課	合併推進室

」

高齢者福祉課	国民健康保険室
観光課	イベント推進室

改める。

第5条第1項中「局、」を削る。

第7条第1項第9号中「（道路都市局（道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課及び建築住宅課を除く。）を含む。）」を削り、同条第3項中「職員課」を「人事課」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第7号、第8号、第10号及び第11号の事務は、職員厚生室が所掌する。

第7条第3項第11号中「及び公務災害補償」を削り、同項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 公務災害補償に関すること。

第7条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、第8号の事務は、合併推進室が所掌する。

第9条第1項第7号を削る。

第10条第1項第15号を削り、第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 医療技術短期大学の4年制大学への移行に関すること

第10条第1項第16号から第18号までを削り、第19号を第16号とする。

第10条第2項第15号中「及び動物の保護管理」を「並びに動物の愛護及び管理」に改め、同条第3項第10号中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改め、同項第11号中「保健婦、助産婦、看護婦等養成所」を「保健師、助産師、看護師等養成所」に改め、同条第6項中「第6号及び第7号」を「第10号及び第11号」に改め、同項中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号の次に次の4号を加える。

(6) 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること。

(7) 戦没者の慰霊顕彰に関すること。

(8) 旧軍人、軍属等の恩給、叙位叙勲等に関すること。

(9) 旧軍人等関係団体に関すること。

第10条第8項第1号中「同和対策事業」を「同和対策」に改め、同項第2号中「地方改善施設整備事業」を「地方改善対策事業」に改める。

第12条第3項第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 中小企業の技術開発に係る産学官連携に関すること。

第12条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、第8号の事務は、イベント推進室が所掌する。

第12条第4項に次の1号を加える。

(8) 南予地域観光振興イベントに関すること。

第13条第5項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地産地消の推進に関すること。

第13条第7項中「林業振興課」を「林業政策課」に改め、同項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 森林計画及び森林施業計画に関すること。

第13条第8項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) ボランティアが行う森林の整備及び緑化に対する支援に関すること。

第13条第8項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 放置森林の整備に関すること。

第13条第11項第2号を次のように改める。

(2) 漁港漁場整備長期計画及び漁港漁場整備事業に関すること(他の主管に属するものを除く。)

第14条第1項中「第9号」を「第10号」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 建設工事に係る資材の再資源化等の推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)

第14条中第12項を削り、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 高速道路課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 本州四国連絡橋に係る連絡調整等に関すること。

(2) 高速自動車国道等の建設推進及び連絡調整に関すること。

第16条第2項中「保健福祉部」の下に「、農林水産部」を加え、同条に次の1項を加える。

3 県民環境部にNPO・ボランティア推進監を置く。

第16条の2第1項中「、環境局」を削り、「及び河川港湾局」を「、河川港湾局及び道路都市局」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 環境局に局長及び循環型社会推進監を置く。

第17条第3項を次のように改め、同条中第4項から第6項までを削り、第7項を第4項とする。

3 土木管理課技術企画室に首席工事検査専門員を置く。

第18条中「(道路都市局(道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課及び建築住宅課を除く。))を含む。)」を削る。

第23条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第3の2の左欄に掲げる地方局の課の位置及び所管区域は、それぞれ当該中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

第23条の3第1項中「出張所、」を削り、同条第2項中「出張所及び」を削り、同条第3項中「出張所又は」を削り、同条第6項中「、次の表の左欄に掲げる課及びそれぞれ当該右欄に掲げる係」を「ダム建設係」に改め、同項の表を削る。

第24条第1項中第22号を第26号とし、第11号から第21号までを4号ずつ繰り下げ、第10号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 技術企画専門員

第24条第1項第9号の次に次の3号を加える。

(10) 市町村振興・合併推進班長

(11) 納税班長

(12) 滞納処分専門員

第26条第3項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童指導専門員(愛媛県中央児童相談所に限る。)

第27条第1項第7号中「保健婦及び保健士」を「保健師」に改める。

第28条及び第29条を次のように改める。

(食肉衛生検査センター)

**第28条** 食肉衛生検査センターの業務は、次のとおりとする。

(1) と畜場等におけると畜検査その他の獣畜の処理に係る衛生に関すること。

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(3) と畜場、食鳥処理場等に係る食品衛生に関すること。

2 食肉衛生検査センターに検査課を置く。

3 食肉衛生検査センターに次の支所を置く。

名 称	位 置	所管区域
愛媛県食肉衛生検査センター宇和島支所	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

4 食肉衛生検査センターに次の職員を置く。

(1) 所長

(2) 課長

(3) 支所長

(4) 担当係長

(5) 技師

(6) その他の職員

5 食肉衛生検査センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 専門員

(2) 主任

(3) 主査

(4) 主事

**第29条** 削除

第38条第1項に次の3号を加える。

(5) 配偶者からの暴力を受けた者の相談及び指導に関すること。

(6) 配偶者からの暴力を受けた者の一時保護に関すること。

(7) 配偶者からの暴力を受けた者に対する情報の提供その他の援助に関すること。

第39条第1項に次の1号を加える。

(5) 配偶者からの暴力を受けた女性の保護に関すること。

第44条第3項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 総看護長

(6) 看護長

第49条の2第3項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 担当係長

第51条第2項中「及び分室」を削り、同項の表環境研究課の部環境調査室の項中「、ダイオキシン分析科」を削り、同部東予分室の項を次のように改める。

環境科学室	資源環境科、環境化学科、生物環境科
-------	-------------------

第51条第3項第4号を次のように改める。

(4) 専門研究員

第52条第1項に次の2号を加える。

(4) 愛媛県精神医療審査会の事務に関すること。

(5) 通院医療費の公費負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定に関すること。

第52条第3項を同条第4項とし、同条第2項第3号を次のように改め、同項を同条第3項とする。

(3) 係長

第52条第1項の次に次の1項を加える。

2 精神保健福祉センターに次の係を置く。

(1) 総務係

(2) 相談指導係

第58条第3項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 専門研究員

第70条の見出しを「(林業技術センター)」に改め、同条第1項中「愛媛県林業試験場(以下「林業試験場」を「愛媛県林業技術センター(以下「林業技術センター」に改め、同項第7号及び第8号中「林業」の下に「、森林及び緑化」を加え、同項第9号中「林業」の下に「、森林及び緑化」を加え、「研修施設」の下に「並びに緑化木展示流通施設」を加え、同項第10号中「林業技術の指導」を「林業、森林及び緑化」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号の次に次の2号を加える。

(10) 林業、森林及び緑化に関する知識の普及及び指導に関すること。

(11) 林業、森林及び緑化に関する相談に関すること。

第70条第2項中「林業試験場」を「林業技術センター」に改め、同項の表を次のように改める。

総務課	
研修課	研修係
研究指導室	

第70条第3項中「林業試験場」を「林業技術センター」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 所長

第70条第3項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 林業専門技術員

第70条第4項中「林業試験場」を「林業技術センター」に改める。

第71条を次のように改める。

**第71条 削除**

第72条第5項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし

、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中予水産試験場付

第76条第2項第5号を次のように改める。

(5) 職員の政策形成能力の向上に係る研修の企画に関すること。

第76条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号及び第9号を削り、同項第10号中「及び政策研究」を削り、同号を同項第7号とする。

第76条第3項を次のように改める。

3 研修所に、次の表の左欄に掲げる課及びそれぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	庶務係
研修企画課	教務係

第76条第4項第3号を次のように改める。

(3) 課長

第76条の2を削る。

第80条第4項中「地域・生活係」を「農村・担い手係」に改め、同条第5項第4号中「(中央地域農業改良普及センターに限る。)」を削り、同条第6項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1職員課の項を次のように改める。

人事課	人事係、組織定員係、給与係
職員厚生室	福利健康係、年金係、共済係

別表第1市町村課の項を次のように改める。

市町村課	行政係、選挙係、財政係、税政係
合併推進室	合併推進係

別表第1保健福祉課の項の欄中「福祉活動係、援護恩給係」を「福祉振興係」に改め、同表健康増進課の項同欄中「老人保健係」を「健康政策係」に改め、「生涯健康推進係」を削り、同表高齢者福祉課の項同欄中「老人施設係」の下に「援護恩給係」を加え、同表中小企業課の項同欄中「技術振興係」の下に「産学官連携係」を加え、同表観光課の項を次のように改める。

観光課	観光計画係、観光推進係、物産係
イベント推進室	総務・広報係、イベント推進係

別表第1農政課の項の欄中「、就業改善係」を削り、同表農地整備課の項同欄中「企画調査係、計画指導係」を「計画係、設計係」に改め、同表農産園芸課の項同欄中「農産物加工係、流通対策係」を「流通加工係」に改め、同表林業振興課の項の欄中「林業振興課」を「林業政策課」に改め、同項の欄中「流域林業係」を「森林計画係」に改め、同表森林整備課の項同欄中「森林計画係、」を削り、同表土木管理課技術企画室の項同欄中「技術情報係」の下に「システム管理係」を加え、同表道路都市局の項の欄中「道路都市局」を「高速道路課」に改める。

別表第2保健福祉課の項地方機関の欄中「児童相談所」の下に「食肉衛生検査センター」を加え、同表農政課の項同

欄中「林業試験場、緑化センター」を「林業技術センター」に改める。

別表第3西条地方局の部総務福祉部税務管理課の項を削り、同部総務福祉部課税課の項課の欄中「課税課」を「税務課」に改め、同部産業経済部土地改良課の項係の欄中「、団体指導係」を削り、同項の次に次のように加える。

伊予三島土地改良課	施設整備係、団体指導係
丹原土地改良課	施設整備第一係、施設整備第二係、団体指導係

別表第3西条地方局の部産業経済部林業課の項の次に次のように加える。

伊予三島林業課	指導第一係、指導第二係、治山林道係
丹原林業課	指導係、治山林道係

別表第3今治地方局の部総務福祉部税務管理課の項を削り、同部総務福祉部課税課の項課の欄中「課税課」を「税務課」に改め、同項係の欄中「不動産取得税係」を「収納管理係、不動産取得税係」に改め、同表松山地方局の部総務福祉部税務管理課の項同欄中「、収納管理第一係、収納管理第二係」を削り、同部総務福祉部課税第一課の項課の欄中「課税第一課」を「課税課」に改め、同項係の欄中「法人税係」の下に「、自動車税係、自動車取得税係、軽油引取税係」を加え、同部総務福祉部課税第二課の項及び総務福祉部納税課の項を削り、同部総務福祉部地域福祉課の項同欄中「、生活保護第一係、生活保護第二係」を削り、同項の次に次のように加える。

久万福祉課	地域福祉係、生活保護係
-------	-------------

別表第3松山地方局の部産業経済部第二土地改良課の項の次に次のように加える。

久万土地改良課	施設整備第一係、施設整備第二係、団体指導係
---------	-----------------------

別表第3松山地方局の部産業経済部林業課の項の次に次のように加える。

久万林業課	指導第一係、指導第二係、治山係、林道第一係、林道第二係
-------	-----------------------------

別表第3松山地方局の部建設部建設第一課の項係の欄中「第二係」の下に「、高規格道路推進係」を加え、同部建設部建設第二課の項同欄中「公園第一係、公園第二係」を「公園係」に改め、同部建設部建設第三課の項同欄中「、災害復旧係」を削り、同表八幡浜地方局の部総務福祉部税務管理課の項を削り、同部総務福祉部課税課の項課の欄中「課税課」を「税務課」に改め、同項係の欄中「不動産取得税係」を「収納管理係、不動産取得税係」に改め、同部総務福祉部地域福祉課の項同欄中「生活保護第一係、生活保護第二係、生活保護第三係」を「生活保護係」に改め、同項の次に次のように加える。

大洲福祉課	地域福祉係、生活保護係
宇和福祉課	地域福祉係、生活保護係

別表第3八幡浜地方局の部産業経済部第二土地改良課の項の次に次のように加える。

大洲土地改良課	施設整備第一係、施設整備第二係、団体指導係
宇和土地改良課	施設整備第一係、施設整備第二係、団体指導係

別表第3八幡浜地方局の部産業経済部林業課の項の次に次のように加える。

大洲林業課	指導第一係、指導第二係、治山林道係
宇和林業課	指導第一係、指導第二係、治山林道係

別表第3宇和島地方局の部総務福祉部税務管理課の項を削り、同部総務福祉部課税課の項課の欄中「課税課」を「税務課」に改め、同項係の欄中「不動産取得税係」を「収納管理係、不動産取得税係」に改め、同部総務福祉部地域福祉課の項同欄中「生活保護第一係、生活保護第二係」を「生活保護係」に改め、同項の次に次のように加える。

御荘福祉課	地域福祉係、生活保護係
-------	-------------

別表第3宇和島地方局の部産業経済部土地改良課の項係の欄中「、南予用水係」を削り、同項の次に次のように加える。

御荘土地改良課	施設整備係、団体指導係
---------	-------------

別表第3宇和島地方局の部産業経済部林業課の項の次に次のように加える。

御荘林業課	指導係、治山林道係
-------	-----------

別表第3宇和島地方局の部産業経済部水産課の項の次に次のように加える。

御荘水産課	
-------	--

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第3の2（第23条の2関係）

名 称	位 置	所管区域
西条地方局産業経済部伊予三島土地改良課	伊予三島市	伊予三島市、川之江市及び宇摩郡
西条地方局産業経済部伊予三島林業課		
西条地方局産業経済部丹原土地改良課	周桑郡丹原町	東予市及び周桑郡
西条地方局産業経済部丹原林業課		
松山地方局総務福祉部久万福祉課	上浮穴郡久万町	上浮穴郡
松山地方局産業経済部久万土地改良課		

松山地方局産業経済部久万林業課		
八幡浜地方局総務福祉部大洲福祉課	大洲市	大洲市及び喜多郡
八幡浜地方局産業経済部大洲土地改良課		
八幡浜地方局産業経済部大洲林業課		
八幡浜地方局総務福祉部宇和福祉課		
八幡浜地方局産業経済部宇和土地改良課		
八幡浜地方局産業経済部宇和林業課		
宇和島地方局総務福祉部御荘福祉課	南宇和郡 御荘町	南宇和郡
宇和島地方局産業経済部御荘土地改良課		
宇和島地方局産業経済部御荘林業課		
宇和島地方局産業経済部御荘水産課		

2 この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

別表第4 1 出張所の表を削り、別表第4 2 土木事務所の表中「2 土木事務所」を削る。

別表第5 1 出張所の表を削り、別表第5 2 土木事務所の表中「2 土木事務所」を削る。

別表第8 西条地方局の部伊予三島地域農業改良普及センターの項地域振興課の目係の欄中「地域・生活係」を「農村・担い手係」に改め、同部西条中央地域農業改良普及センターの項企画調整課の目同欄、同部丹原地域農業改良普及センターの項企画調整課の目同欄、同表今治地方局の部今治中央地域農業改良普及センターの項企画調整課の目同欄及び同表松山地方局の部松山中央地域農業改良普及センターの項企画調整課の目同欄中「生活改善係」を「女性・高齢者係」に改め、同部久万地域農業改良普及センターの項地域振興課の目同欄中「地域・生活係」を「農村・担い手係」に改め、同部伊予地域農業改良普及センターの項企画調整課の目同欄及び同表八幡浜地方局の部大洲地域農業改良普及センターの項企画調整課の目同欄中「生活改善係」を「女性・高齢者係」に改め、同項専門技術課の目同欄中「蚕業係」を削り、同部八幡浜中央地域農業改良普及センターの項企画調整課の目同欄及び同部東宇和地域農業改良普及センターの項企画調整課の目同欄中「生活改善係」を「女性・高齢者係」に改め、同項専門技術課の目同欄中「蚕業係」を削り、同表宇和島地方局の部宇和島中央地域農業改良普及センターの項企画調整課の目同欄中「生活改善係」を「女性・高齢者係」に改め、同項専門技術課の目同欄中「蚕業係」を削り、同部御荘地域農業改良普及センターの項地域振興課の目同欄中「地域・生活係」を「農村・担い手係」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

総務部職員課

保健福祉部保健福祉課福祉活動係長  
 保健福祉部保健福祉課援護恩給係長  
 農林水産部林業振興課林産流通係長  
 農林水産部林業振興課  
 農林水産部森林整備課森林計画係長  
 土木部道路都市局担当係長  
 土木部道路都市局  
 西条地方局総務福祉部税務管理課担当係長  
 西条地方局総務福祉部課税課事業税係長  
 西条地方局伊予三島地域農業改良普及センター  
 地域振興課地域・生活係長  
 西条地方局西条中央地域農業改良普及センター  
 企画調整課生活改善係長  
 西条地方局中山川ダム建設事務所建設課建設第一係長  
 西条地方局伊予三島出張所土地改良課施設整備係長  
 西条地方局伊予三島出張所土地改良課団体指導係長  
 西条地方局伊予三島出張所林業課指導第二係長  
 西条地方局伊予三島出張所林業課治山林道係長  
 西条地方局丹原出張所土地改良課団体指導係長  
 西条地方局丹原出張所林業課治山林道係長  
 今治地方局総務福祉部税務管理課担当係長  
 今治地方局総務福祉部課税課不動産取得税係長  
 今治地方局総務福祉部課税課事業税・自動車税係長  
 今治地方局総務福祉部課税課軽油引取税係長  
 今治地方局今治中央地域農業改良普及センター  
 伯方支所総合普及課地域・生活係長  
 松山地方局総務福祉部納税課担当係長  
 松山地方局総務福祉部課税第一課個人事業税係長  
 松山地方局総務福祉部課税第一課法人税係長  
 松山地方局総務福祉部課税第二課自動車税係長  
 松山地方局総務福祉部課税第二課軽油引取税係長  
 松山地方局総務福祉部地域福祉課生活保護第二係長  
 松山地方局松山中央地域農業改良普及センター  
 企画調整課生活改善係長  
 松山地方局久万地域農業改良普及センター  
 地域振興課地域・生活係長  
 松山地方局建設部建設第二課公園第一係長  
 松山地方局久万出張所土地改良課施設整備第一係長  
 松山地方局久万出張所土地改良課施設整備第二係長  
 松山地方局久万出張所土地改良課団体指導係長  
 松山地方局久万出張所林業課指導第一係長  
 松山地方局久万出張所林業課指導第二係長  
 松山地方局久万出張所林業課治山林道係長  
 松山地方局久万出張所林業課林道第一係長  
 松山地方局久万出張所林業課林道第二係長  
 研修所庶務係長  
 愛媛整肢療護園総婦長  
 愛媛整肢療護園婦長  
 林業試験場総務課担当係長  
 林業試験場総務課研修係長  
 林業試験場  
 八幡浜地方局総務福祉部税務管理課収納管理係長  
 八幡浜地方局総務福祉部税務管理課担当係長  
 八幡浜地方局総務福祉部課税課事業税・自動車税係長  
 八幡浜地方局総務福祉部地域福祉課生活保護第二係長  
 八幡浜地方局総務福祉部地域福祉課生活保護第三係長  
 八幡浜地方局大洲地域農業改良普及センター  
 企画調整課生活改善係長  
 八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター  
 企画調整課生活改善係長  
 八幡浜地方局東宇和地域農業改良普及センター  
 企画調整課生活改善係長  
 八幡浜地方局大洲出張所土地改良課施設整備第二係長  
 八幡浜地方局大洲出張所土地改良課団体指導係長  
 八幡浜地方局大洲出張所林業課指導第一係長  
 八幡浜地方局宇和出張所土地改良課施設整備第一係長  
 八幡浜地方局宇和出張所土地改良課団体指導係長  
 八幡浜地方局宇和出張所林業課指導第二係長  
 宇和島地方局総務福祉部税務管理課収納管理係長  
 宇和島地方局総務福祉部税務管理課担当係長  
 宇和島地方局総務福祉部課税課不動産取得税係長  
 宇和島地方局総務福祉部課税課事業税・自動車税係長  
 宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター  
 企画調整課生活改善係長  
 宇和島地方局御荘地域農業改良普及センター  
 地域振興課地域・生活係長  
 宇和島地方局御荘出張所土地改良課施設整備係長  
 宇和島地方局御荘出張所土地改良課団体指導係長  
 宇和島地方局御荘出張所林業課治山林道係長

総務部人事課

保健福祉部保健福祉課福祉振興係長  
 保健福祉部高齢者福祉課援護恩給係長  
 農林水産部林業政策課林産流通係長  
 農林水産部林業政策課  
 農林水産部林業政策課森林計画係長  
 土木部道路都市局高速道路課担当係長  
 土木部道路都市局高速道路課  
 西条地方局総務福祉部税務課担当係長  
 西条地方局総務福祉部税務課事業税係長  
 西条地方局伊予三島地域農業改良普及センター  
 地域振興課農村・担い手係長  
 西条地方局西条中央地域農業改良普及センター  
 企画調整課女性・高齢者係長  
 西条地方局中山川ダム建設事務所ダム建設係長  
 西条地方局産業経済部伊予三島土地改良課施設整備係長  
 西条地方局産業経済部伊予三島土地改良課団体指導係長  
 西条地方局産業経済部伊予三島林業課指導第二係長  
 西条地方局産業経済部伊予三島林業課治山林道係長  
 西条地方局産業経済部丹原土地改良課団体指導係長  
 西条地方局産業経済部丹原林業課治山林道係長  
 今治地方局総務福祉部税務課担当係長  
 今治地方局総務福祉部税務課不動産取得税係長  
 今治地方局総務福祉部税務課事業税・自動車税係長  
 今治地方局総務福祉部税務課軽油引取税係長  
 今治地方局今治中央地域農業改良普及センター  
 伯方支所総合普及課農村・担い手係長  
 松山地方局総務福祉部税務管理課担当係長  
 松山地方局総務福祉部課税課個人事業税係長  
 松山地方局総務福祉部課税課法人税係長  
 松山地方局総務福祉部課税課自動車税係長  
 松山地方局総務福祉部課税課軽油引取税係長  
 松山地方局総務福祉部久万福祉課生活保護係長  
 松山地方局松山中央地域農業改良普及センター  
 企画調整課女性・高齢者係長  
 松山地方局久万地域農業改良普及センター  
 地域振興課農村・担い手係長  
 松山地方局建設部建設第二課公園係長  
 松山地方局産業経済部久万土地改良課施設整備第一係長  
 松山地方局産業経済部久万土地改良課施設整備第二係長  
 松山地方局産業経済部久万土地改良課団体指導係長  
 松山地方局産業経済部久万林業課指導第一係長  
 松山地方局産業経済部久万林業課指導第二係長  
 松山地方局産業経済部久万林業課治山林道係長  
 松山地方局産業経済部久万林業課林道第一係長  
 松山地方局産業経済部久万林業課林道第二係長  
 研修所総務課庶務係長  
 愛媛整肢療護園総看護長  
 愛媛整肢療護園看護長  
 林業技術センター総務課担当係長  
 林業技術センター研修課研修係長  
 林業技術センター  
 八幡浜地方局総務福祉部税務課収納管理係長  
 八幡浜地方局総務福祉部税務課担当係長  
 八幡浜地方局総務福祉部課税課事業税・自動車税係長  
 八幡浜地方局総務福祉部大洲福祉課生活保護係長  
 八幡浜地方局総務福祉部宇和福祉課生活保護係長  
 八幡浜地方局大洲地域農業改良普及センター  
 企画調整課女性・高齢者係長  
 八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター  
 企画調整課女性・高齢者係長  
 八幡浜地方局東宇和地域農業改良普及センター  
 企画調整課女性・高齢者係長  
 八幡浜地方局産業経済部大洲土地改良課施設整備第二係長  
 八幡浜地方局産業経済部大洲土地改良課団体指導係長  
 八幡浜地方局産業経済部大洲林業課指導第一係長  
 八幡浜地方局産業経済部宇和土地改良課施設整備第一係長  
 八幡浜地方局産業経済部宇和土地改良課団体指導係長  
 八幡浜地方局産業経済部宇和林業課指導第二係長  
 宇和島地方局総務福祉部税務課収納管理係長  
 宇和島地方局総務福祉部税務課担当係長  
 宇和島地方局総務福祉部課税課不動産取得税係長  
 宇和島地方局総務福祉部課税課事業税・自動車税係長  
 宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター  
 企画調整課女性・高齢者係長  
 宇和島地方局御荘地域農業改良普及センター  
 地域振興課農村・担い手係長  
 宇和島地方局産業経済部御荘土地改良課施設整備係長  
 宇和島地方局産業経済部御荘土地改良課団体指導係長  
 宇和島地方局産業経済部御荘林業課治山林道係長

## ○愛媛県規則第41号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

## 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表知事の事務部局の部本庁の項職の欄中「、しまなみ海道振興監」を削り、「新事業支援監、高速道路課長」を「主席工事検査専門員」に改め、「、高速道路課長補佐」を削り、同部地方機関の項同欄中「事務長」の下に「、市町村振興・合併推進班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、専門研究員」を加え、「分室長、蚕業指導専門員」を「中予水産試験場付、技術企画専門員」に、「総婦長」を「総看護長」に改め、「主任判定員」の下に「、特別研究員」を加え、「、婦長」を「、看護長」に改め、「、教官」の下に「、主任主事、主任技師」を加える。

第4条の表知事の事務部局の部地方機関の項職の欄中「主任業務員」の下に「、主任技術員」を加える。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○愛媛県規則第42号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

## 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（と畜場法施行細則の一部改正）

第1条 と畜場法施行細則（昭和29年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第1条第10号」を「第1条第11号」に改める。

第11条の表プリマハム株式会社四国工場と畜場の項を削る。

第12条中「所轄の保健所長」を「食肉衛生検査センター所長」に改める。

（愛媛県庁舎管理規則の一部改正）

第2条 愛媛県庁舎管理規則（昭和34年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は地方局出張所」を「（知事が指定する課所を除く。）」に改め、「又は出張所長」を削り、「地方機関の長と」を「職にある者と」に改める。

（愛媛県用品調達規則の一部改正）

第3条 愛媛県用品調達規則（昭和41年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（道路都市局（道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課及び建築住宅課を除く。）を含む。）」を削る。

第4条第1項中「（道路都市局（道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課及び建築住宅課を除く。）にあつては、高速道路課長とする。以下同じ。）」を削る。

（愛媛県女性総合センター運営規則の一部改正）

第4条 愛媛県女性総合センター運営規則（昭和62年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「開発等」の下に「を通じて男女共同参画の推進」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害者に関する各般の問題についての相談に関すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるための医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導に関すること。
- (3) 被害者に対する情報の提供その他の援助に関すること。

（愛媛県執務時間規則の一部改正）

第5条 愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛県林業試験場  
愛媛県緑化センター」を「愛媛県林業技術センター」に改める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第6条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年愛媛県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「所轄の保健所長」を「愛媛県食肉衛生検査センター所長」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第16条第2項に規定する認定小規模食鳥処理業者に係る書類については、所轄の保健所長を経由するものとする。

（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）

第7条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保健福祉部保健福祉課」を「県民環境部県民交流課」に改める。

（愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則の一部改正）

第8条 愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則（平成11年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「職員課」を「人事課」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

## ○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

## 愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「（高速道路課長を除く。第14条及び第14条の5において同じ。）」を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「整理する」の下に「とともに、県民交流課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する」を加え、同項を同条第2項とし、同条第5項中「整理する」の下に「とともに、廃棄物対策課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する」を加え、同項を同条第3項とし、同条第6項を削る。

第12条の5を第12条の6とし、第12条の4を第12条の5とし、第12条の3中「（高速道路課長補佐を含む。）」及び「（高速道路課長を含む。第19条、第79条第1項及び第102条第1項において同じ。）」を削り、同条を第12条の4とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

（主席工事検査専門員）

**第12条の3** 主席工事検査専門員は、上司の命を受け、土木部の所管に属する工事の設計審査及び検査に関する事務を掌理し、所属工事検査専門員を指揮監督する。

第20条第2項中「及び高速道路課長」、「、しまなみ海道

振興監」及び「、新事業支援監」を削る。

第77条中「（道路都市局（道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課及び建築住宅課を除く。）を含む。）」を削る。

第80条第1項中「職員課長」を「人事課長」に改め、同条第2項中「5日までに職員課長」を「10日までに人事課長」に改め、同条第3項中「職員課長」を「人事課長」に改める。

第82条及び第83条中「職員課長」を「人事課長」に改める。

様式第18号から様式第20号までの規定中  
「職員課長印」を

「人事課長印」に改める。

**附 則**

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現にある改正前の愛媛県処務細則様式第18号から第20号までの規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県訓令第6号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令**

**第1条** 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（高速道路課長を含む。第5条及び別表第1において同じ。）室長」を「、室長、NPO・ボランティア推進監、循環型社会推進監」に改める。

第5条第1項の表知事の権限に属する事務の部課長の項代決者の欄中「しまなみ海道振興監（担当事務に限る。）」及び「、新事業支援監（担当事務に限る。）」を削り、「、所長及び高速道路課長補佐」を「及び所長」に改め、同部中室長の項の次に次のように加える。

NPO・ボランティア推進監及び循環型社会推進監	NPO・ボランティア推進監又は循環型社会推進監が指定した職員	
-------------------------	--------------------------------	--

別表第1中18の部を19の部とし、4の部から17の部までを1ずつ繰り下げ、3の部の次に次のように加える。

4 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消（第7条第2項、第4項）			
	2 愛媛県個人情報保護審議会の意見の聴取（第7条第3項第3号、第8条第2項第6号、第3項、第9条第5号、第10条第2項）			
	3 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定（第20条、第23条第2項、第30条、第35条）			
	4 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る期間の延長等（第21条第2項、第22条、第31条第2項、第32条、第			

	35条)			
	5 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取(第23条第1項)			
	6 口頭により開示請求ができる個人情報の決定(第25条第1項)			
	7 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事。			
	(1) 愛媛県個人情報保護審議会への諮問等(第36条、第37条、第41条第3項)			
	(2) 第三者に対する通知(第23条第2項、第39条)			
	8 個人情報の取扱いの是正の申出及び再度の是正の申出の処理(第40条第3項、第41条第4項)			

別表第1備考1(2)を次のように改める。

(2) 5の部7の項及び12の項

別表第1備考1(3)中「6の部」を「7の部」に改め、同表備考1(4)中「9の部」を「10の部」に改め、同表備考2及び3中「4の部」を「5の部」に改める。

別表第2職員課の表組織名の欄中「職員課」を「人事課」に改め、同表5の部中3の項を削り、4の項を3の項とし、同表中9の部から11の部までを削り、12の部を9の部とし、13の部を10の部とし、同表の次に次の1表を加える。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	室長
職員厚生室	1 退職手当に関する事務	1 退職手当に関する事(愛媛県退職手当条例及び技能労務職員の退職手当に関する規程)。			
		(1) 受給資格者の決定(勤奨退職者に係るものに限る。)			
		ア 役付職員に係るもの			
		イ 一般職員及び技能労務職員に係るもの			
	2 恩給法の施行に関する事務	1 法による恩給中県費の支弁に属し、かつ、知事の所管に係るものの恩給を受ける権利の裁定(昭和26年法律第87号による改正前の恩給法第12条)			
		2 受給権の存否の調査			
		3 恩給外の所得の決定(第58条の4第3項)			
		4 恩給の支給の決定(恩給給与規則第28条)			
	3 愛媛県恩給条例の施行に関する事務	1 恩給を受ける権利の裁定(第17条)			
		2 受給権存否の調査(第18条)			
		3 恩給の多額所得の停止(第39条)			
		4 恩給受給権者の失権に伴う扶助料の裁定(第51条)			
		5 恩給の支給の決定(愛媛県恩給給与規則第34条)			
4 職員の福利厚生に関する事務	1 職員の福利厚生計画の決定				
	2 職員の福利厚生事業の実施				
	3 職員の衛生管理の実施				
	4 図書室の管理運営				

別表第2 県政広報課の表4の部5の項事項の欄中「実施準備」を「実施」に改める。

別表第2 ふるさと整備課の表中7の部を削り、8の部を7の部とし、9の部から13の部までを1ずつ繰り上げ、12の部の次に次のように加える。

13 誇れるふるさとづくり総合支援事業費補助金交付要綱(平成14年3月28日制定)の施行に関する事務	1 補助金の地方局への配分の決定(第3条)			
--	-----------------------	--	--	--

別表第2 県民交流課の表6の部事務の種類欄中「及び生活運動」を削り、同部中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 この表3の部から6の部までの適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「NPO・ボランティア推進監」とする。

別表第2 参画推進課の表中1の部の次に次のように加える。

2 愛媛県男女共同参画推進条例の施行に関する事務	1 基本計画の策定及び変更(第9条第1項、第4項、第5項)			
	2 年次報告書の作成及び公表(第16条)			
	3 男女共同参画の状況等に関すること。			
	(1) 報告の徴収(第20条第1項)			
	(2) 公表及び情報の提供等(第20条第2項、第3項)			
	4 男女共同参画会議に関すること。			

別表第2 生活課の表1の部5の項を削り、同表6の部事務の種類欄中「訪問販売等に関する法律」を「特定商取引に関する法律」に改め、同部1の項事項の欄中「第5条の3、第15条、第17条の7、第21条の2、訪問販売等に関する法律施行令」を「第7条、第38条、第46条、第56条、第68条、特定商取引に関する法律施行令」に改め、同部2の項同欄中「第5条の4第1項、第16条第1項、第17条の8第1項、第21条の2」を「第8条第1項、第39条第1項、第47条第1項、第57条第1項、第68条」に改め、同部3の項同欄中「第5条の4第2項、第16条第2項、第17条の8第2項、第21条の2」を「第8条第2項、第39条第2項、第47条第2項、第57条第2項、第68条」に改め、同表10の部1の項同欄中「貯蓄推進功績者及び優良子ども銀行」を「金融知識普及功績者」に改め、同部2の項同欄中「貯蓄生活設計推進員及び貯蓄生活設計普及地区」を「金融広報アドバイザー、金融学習グループリーダー及び金融学習グループ」に改める。

別表第2 環境政策課の表13の部中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を4の項とし、7の項を削り、8の項を5の項とし、9の項を削り、同表中27の部を29の部とし、22の部から26の部までを2ずつ繰り下げ、21の部の次に次のように加える。

22 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 第一種フロン類回収業者に関すること。			
	(1) 登録の実施又は拒否(第9条第1項、第10条、第11条)			
	(2) 登録の更新又は拒否(第10条、第11条、第12条第1項、第2項)			
	(3) 変更の届出の受理(第10条、第11条、第13条)			
	(4) 廃業等の届出の受理(第15条第1項)			
	(5) 登録の抹消(第16条)			
	(6) 登録の取消し等(第11条第2項、第17条)			
	(7) 回収量等の報告に係る処理(第22条第2項、第3項)			
(8) フロン類を再利用する者等の認定(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第7条)				

	2 第二種特定製品引取業者に関すること。				
	(1) 登録の実施又は拒否（第25条第1項、第26条、第27条）				
	(2) 登録の更新又は拒否（第12条第1項、第2項、第26条から第28条まで）				
	(3) 変更の届出の受理（第13条、第26条から第28条まで）				
	(4) 廃業等の届出の受理（第15条第1項、第28条）				
	(5) 登録の抹消（第16条、第28条）				
	(6) 登録の取消し等（第11条第2項、第17条、第28条）				
	3 第二種フロン類回収業者に関すること。				
	(1) 登録の実施又は拒否（第29条第1項、第30条、第31条）				
	(2) 国土交通大臣の通知に係る者の登録の実施又は拒否（第30条第2項、第31条第2項、第32条）				
	(3) 登録の更新（第12条第1項、第2項、第30条、第31条、第33条第1項）				
	(4) 変更の届出の受理（第13条、第30条、第31条、第33条第1項）				
	(5) 廃業等の届出の受理（第15条第1項、第33条）				
	(6) 登録の抹消（第16条、第33条）				
	(7) 登録の取消し等（第17条、第31条第2項、第33条）				
	(8) 回収量等の報告の受理（第22条第2項、第33条、第34条）				
	4 指導及び助言（第23条、第42条第1項）				
	5 勧告（第24条第1項、第2項、第43条第1項、第2項、第4項、第64条第1項）				
	6 措置命令（第24条第3項、第43条第6項、第64条第2項）				
	7 報告の徴収（第70条）				
	8 立入検査（第71条第1項）				
	23 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行に関する事務	1 第一種指定化学物質に関すること。			
		(1) 排出量等の届出に係る経由及び意見の提出（第5条第3項）			
(2) 届出事項の説明の要求（第7条第5項）					
(3) 届出事項の集計結果の公表（第8条第5項）					
(4) 調査に関する資料の提供の要求等（第13条）					
2 電子情報処理組織の使用に関すること。					
(1) 届出に係る処理（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第9条第2項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）第12条第2項）					

(2) 届出事項の変更及び廃止の届出の受理 (省令第12条第3項)			
(3) 停止(省令第12条第4項)			
3 指定化学物質等取扱事業者への技術的な 助言及びその他の措置(第17条第3項)			

別表第2 廃棄物対策課の表6の部7の項(2)決裁区分の欄、同項(5)同欄及び同項(6)同欄中「」を「」に改め、同部を同表7の部とし、同表中5の部を6の部とし、4の部を5の部とし、3の部の次に次のように加える。

4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行に関する事務	1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定及び公表(第7条)			
	2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出の受理(第8条)			
	3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表(第9条)			
	4 事業者の地位の承継の届出の受理(第12条第2項)			
	5 指導及び助言(第14条)			
	6 改善命令(第16条)			
	7 報告の徴収(第17条)			
	8 立入検査等(第18条第1項)			

別表第2 廃棄物対策課の表に備考として次のように加える。

備考 この表1の部及び2の部8の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「循環型社会推進監」とする。

別表第2 保健福祉課の表22の部を次のように改める。

22 愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例の施行に関する事務	1 貸費生の採用(第2条、愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(以下この部において「規則」という。)第4条)			
	2 誓約書の受理(規則第5条)			
	3 修学資金の貸与の取消し及び休止の決定(第4条、第5条)			
	4 休学、停学及び復学の届出の受理(規則第6条)			
	5 借用証の受理(規則第7条)			
	6 修学資金の返還債務の免除の決定(第6条、第8条、規則第11条第3項)			
	7 修学資金の返還計画の届出の受理(規則第8条第2項)			
	8 修学資金の返還猶予の決定(第9条、第10条、規則第11条第3項)			
	9 就業状況の届出の受理(規則第10条)			
	10 貸費生の異動の届出の受理(規則第14条)			
	11 修学資金の貸与の辞退の届出の受理(規則第15条)			
	12 保証人の異動の届出の受理(規則第16条)			

別表第2 保健福祉課の表23の部から40の部までを削り、同表41の部中2の項の次に次のように加え、同部を同表23の部とする。

3 医療技術短期大学の4年制大学への移行に関すること。			
-----------------------------	--	--	--

別表第2 業務衛生課の表4の部1の項事項の欄中「販売等の禁止（第5条）」を「回収命令等（第6条）」に改め、同表9の部1の項から6の項までを次のように改め、同部7の項を削る。

1 土地掘削、増掘及び動力装置に関すること。			
(1) 許可（第3条第1項、第4条第2項、第9条）			
(2) 工業利用に係る経済産業局長への協議（第3条第3項）			
(3) 工事の着手の届出の受理（温泉法施行細則（以下この部において「規則」という。）第7条）			
(4) 許可の有効期間の更新（第5条第2項、第9条第2項）			
(5) 工事の完了又は廃止の届出の受理（第6条第1項、第9条第2項）			
(6) 工事の状況の届出の受理（規則第8条）			
(7) 掘削等の影響の報告の処理（規則第9条）			
(8) しゅんせつの届出の受理（規則第10条）			
(9) 温泉採取権の取得の届出の受理（規則第17条）			
(10) 氏名等の変更の届出の受理（規則第18条）			
(11) 許可の取消し（第7条第1項、第9条第2項）			
(12) 措置命令（第7条第2項、第9条第2項）			
(13) 原状回復の命令（第8条、第9条第2項）			
(14) 隣接県に影響を及ぼすおそれがある場合の環境大臣への協議（第11条第1項）			
2 温泉採取の制限に関すること。			
(1) 命令（第10条第1項）			
(2) 工業利用に係る経済産業局長への協議（第10条第2項）			
3 温泉ゆう出目的以外で土地を掘削した者に関すること。			
(1) 措置命令（第12条第1項）			
(2) 行政庁との協議（第12条第2項）			
4 温泉の公共の浴用又は飲用に関すること。			
(1) 許可（第4条第2項、第13条第1項、第4項）			
(2) 温泉の成分等の掲示の届出の受理（第14条第3項）			
(3) 温泉利用の廃止の届出の受理（規則第13条）			
(4) 氏名等の変更の届出の受理（規則第18条）			
(5) 掲示内容の変更命令（第14条第4項）			

(6) 改善の指示(第26条)			
(7) 許可の取消し(第27条第1項)			
(8) 措置命令(第27条第2項)			
5 温泉成分分析機関に関すること。			
(1) 登録(第15条第1項、第5項)			
(2) 登録事項の変更の届出の受理(第16条)			
(3) 廃止の届出の受理(第17条)			
(4) 登録の抹消(第18条)			
(5) 登録の取消し(第21条)			
6 環境審議会の意見の聴取(第28条)			

別表第2 業務衛生課の表17の部事項の欄中「環境衛生資金」を「生活衛生資金」に改め、同表23の部3の項同欄中「取消し」を「取消し等及び再免許の付与」に改める。

別表第2 健康増進課の表4の部14の項<sup>(2)</sup>を削り、同項<sup>(3)</sup>事項の欄中「第45条第5項」を「第45条第4項」に改め、同項中<sup>(3)</sup>を<sup>(2)</sup>とし、<sup>(4)</sup>から<sup>(7)</sup>までを1ずつ繰り上げ、同表11の部1の項同欄中「第4条」を「第4条第1項、第2項」に改め、同部2の項を削り、同部3の項同欄中「第5条」を「第5条第1項、第3項」に改め、同項を同部2の項とし、同部中同項の次に次のように加える。

3 栄養士名簿の訂正並びに免許証の書換え交付及び再交付(栄養士法施行令(以下この部において「政令」という。)第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項)			
4 栄養士名簿の登録の抹消(政令第4条第1項)			
5 栄養士免許の取消し等に関する通知(政令第7条)			
6 栄養士免許証の返納(政令第8条第1項、第3項)			
7 養成施設の指定に係る意見の具申(政令第9条)			
8 免許証、申請書等の経由(政令第1条第3項、第3条第3項、第4項、第4条第2項、第5条第2項、第5項、第6条第2項、第5項から第7項まで、第8条第4項、第9条、第12条から第15条まで)			

別表第2 健康増進課の表13の部1の項を次のように改め、同部2の項を削る。

1 生涯健康づくり推進員活動事業(第6条)			
-----------------------	--	--	--

別表第2 健康増進課の表18の部事務の種類欄中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、同部1の項事項の欄中「准看護婦」を「准看護師」に、「第12条、第13条」を「第11条、第12条、第13条第2項」に改め、同部2の項同欄中「准看護婦」を「准看護師」に改め、同部8の項同欄中「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改め、同部9の項同欄中「准看護婦」を「准看護師」に、「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に改め、同部10の項同欄中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改め、同部11の項同欄中「准看護婦籍」を「准看護師籍」に改め、同表19の部事務の種類欄中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改め、同部1の項事項の欄中「看護婦等の」を「看護師等の」に改め、同項<sup>(2)</sup>同欄中「看護婦等就業協力員」を「看護師等就業協力員」に改め、同項<sup>(3)</sup>同欄及び同項<sup>(4)</sup>同欄中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改め、同表21の部事務の種類欄中「保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則」を「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に改め、同部2の項事項の欄、同部3の項同欄及び同部4の項同欄中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改める。

別表第2 児童福祉課の表4の部3の項事項の欄中「並びに母子福祉協働員の任命及び指導」を「の指導」に改め、同項決裁区分の欄中「」を「」に改め、同表13の部中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とする。

別表第2 障害福祉課の表2 の部中20の項を22の項とし、7の項から19の項までを2ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

7 指定居宅支援事業者に関すること。			
(1) 指定（第17条の4第1項、第17条の23第1号、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（以下この部から4の部までにおいて「改正法」という。）附則第27条第1号）			
(2) 変更の届出等に係る措置（第17条の20、第17条の23第2号、改正法附則第27条第1号）			
(3) 報告の命令等（第17条の21第1項、改正法附則第27条第1号）			
(4) 指定の取消し（第17条の22第1項、第17条の23第3号、改正法附則第27条第1号）			
8 指定身体障害者更生施設等に関すること。			
(1) 指定（第17条の10第1項、第17条の31第1号、改正法附則第27条第1号）			
(2) 変更の届出の受理（第17条の27、改正法附則第27条第1号）			
(3) 報告の命令等（第17条の28第1項、改正法附則第27条第1号）			
(4) 指定の辞退の申出に係る措置（第17条の29、第17条の31第2号、改正法附則第27条第1号）			
(5) 指定の取消し（第17条の30第1項、第17条の31第3号、改正法附則第27条第1号）			

別表第2 障害福祉課の表3 の部中1の項を3の項とし、同項の前に次のように加える。

1 指定居宅支援事業者に関すること。			
(1) 指定（第15条の5第1項、第15条の23第1号、改正法附則第27条第2号）			
(2) 変更の届出等に係る措置（第15条の20、第15条の23第2号、改正法附則第27条第2号）			
(3) 報告の命令等（第15条の21第1項、改正法附則第27条第2号）			
(4) 指定の取消し（第15条の22第1項、第15条の23第3号、改正法附則第27条第2号）			
2 指定知的障害者更生施設等に関すること。			
(1) 指定（第15条の11第1項、第15条の31第1号、改正法附則第27条第2号）			
(2) 変更の届出の受理（第15条の27、改正法附則第27条第2号）			
(3) 報告の命令等（第15条の28第1項、改正法附則第27条第2号）			
(4) 指定の辞退の申出に係る措置（第15条の29、第15条の31第2号、改正法附則第27条第2号）			

(5) 指定の取消し(第15条の30第1項、第15条の31第3号、改正法附則第27条第2号)			
--	--	--	--

別表第2 障害福祉課の表4の部中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 指定居宅支援事業者に関すること。			
(1) 指定(第21条の10第1項、第21条の23第1号、改正法附則第27条第3号)			
(2) 変更の届出等に係る措置(第21条の20、第21条の23第2号、改正法附則第27条第3号)			
(3) 報告の命令等(第21条の21第1項、改正法附則第27条第3号)			
(4) 指定の取消し(第21条の22第1項、第21条の23第3号、改正法附則第27条第3号)			

別表第2 障害福祉課の表8の部2の項事項の欄中「第50条の2の4」の下に「、第50条の3の3」を加え、同部4の項同欄中「第50条の2の5第2項」の下に「、第50条の3の4第2項」を加え、同部中同項の次に次のように加える。

5 精神障害者居宅支援事業の実施、変更、廃止及び休止の届出の受理(第50条の3)			
6 精神障害者居宅支援事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命令(第50条の3の4第1項)			

別表第2 高齢者福祉課の表中5の部の次に次のように加える。

6 戦傷病者戦没者遺族等支援法の施行に関する事務	1 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金及び遺族一時金に関する請求書等の受理			
	2 障害年金、遺族年金及び遺族給与金の受給権調査			
	3 遺族年金、遺族給与金、弔慰金及び遺族一時金に関する証書等の記入及び交付			
7 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の施行に関する事務	1 戦没者等の妻に対する特別給付金を受ける権利の裁定(第3条)			
	2 国庫債券の担保貸付内申			
8 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の施行に関する事務	1 特別弔慰金を受ける権利の裁定(第4条)			
	2 国庫債券の担保貸付内申			
9 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の施行に関する事務	1 戦没者の父母等に対する特別給付金を受ける権利の裁定(第4条)			
	2 国庫債券の担保貸付内申			
10 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の施行に関する事務	1 特例扶助料及び特例遺族年金の請求書の受理(恩給給与施行細則第2条)			
11 引揚者給付	1 引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権			

金等支給法の施行に関する事務	利の裁定（第3条）			
12 引揚者等に対する特別給付金の支給に関する法律の施行に関する事務	1 引揚者特別給付金を受ける権利の裁定（第3条）			
	2 国庫債券の担保貸付内申			
13 未帰還者に関する特別措置法の施行に関する事務	1 戦時死亡宣告審判申立て（第2条）			
	2 弔慰金の支給（第3条）			
14 未帰還者留守家族等援護法の施行に関する事務	1 葬祭料の支給（第16条）			
	2 遺骨引取経費の支給（第17条）			
	3 障害一時金の支給（第26条）			
15 死亡公報補完に関する事務	1 死亡場所の調査			
	2 死亡公報補完通知			
16 戦没者の叙位及び叙勲（昭和39年3月28日付け厚生省援護局長通知）の施行に関する事務	1 叙位、叙勲調査票の進達			
	2 賞賜物件の伝達			
	3 叙位、叙勲発令予定者の発表			
	4 叙位、叙勲該当遺族の調査			
17 定例未伝達勲章の伝達（昭和45年6月17日付け厚生省援護局長通知）の施行に関する事務	1 該当者の調査及び進達			
	2 賞賜物件の伝達			
18 未伝達位記の伝達（昭和47年8月23日付け厚生省援護局長通知）の施行に関する事務	1 該当者の調査及び進達			
	2 賞賜物件の伝達			
19 未帰還者等に関する調査整理事務実施要領（昭和29年7月30日付け厚生省援護局長通知）の施行に関する事務	1 未帰還者等の調査及び通報			
20 復員業務規程（昭和26年3月5日付け引揚援護庁訓第1号）の施	1 死亡公報の発令（第17条）			

行に関する事務				
21 恩給法の施行に関する事務	1 軍人軍属の恩給を受ける権利の裁定に必要な調査及び進達（恩給給与細則第2条）			
22 戦傷病者特別援護法の施行に関する事務	1 戦傷病者手帳の交付、訂正、再発行及びこれらに必要な調査（第4条から第6条まで）			
	2 戦傷病者相談員の推薦（第8条の2）			
	3 療養給付等の認定、交付及び支給並びに却下（第10条、第17条、第21条）			
	4 指定医療機関の指導、報告及び検査等（第13条、第15条、第16条）			
	5 療養手当、葬祭費等の支給（第18条から第20条まで）			
	6 更生医療、補装具の交付等の判定及び認定（第20条、第21条）			
	7 戦傷病者等に対する報告聴取等（第24条）			
23 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の施行に関する事務	1 特別給付金の裁定（第3条第2項）			
	2 国庫債券の買上げ及び担保貸付け（戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法施行令第2条）			
24 国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、厚生年金保険法等の施行に関する事務	1 軍人、軍属等の履歴等の調査証明（昭和34年7月24日付け厚生省引揚援護局長通達）			

別表第2人権対策課の表3の部を次のように改める。

3 地方改善対策事業に関する事務	1 地方改善対策事業の実施			
------------------	---------------	--	--	--

別表第2観光課の表の次に次の1表を加える。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	室長
イベント推進室	1 南予地域観光振興イベントに関する事務	1 愛媛県南予地域観光振興イベント実行委員会に関すること。			
		2 愛媛県南予地域観光振興イベント推進本部に関すること。			
		3 南予地域観光振興イベントの広報に関すること。			
		4 南予地域観光振興イベントの事業計画に関すること。			
		5 地域企画イベント及び自主企画イベントの調整及び支援に関すること。			
		6 関係機関等との連絡調整に関すること。			
		7 その他南予地域観光振興イベントの推進に関すること。			

別表第2 労政雇用課の表7の部4の項を削り、同表10の部2の項事項の欄を次のように改める。

2 労働時間短縮の促進

別表第2 労政雇用課の表10の部6の項を削り、同表11の部中2の項及び3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項を3の項とし、6の項を4の項とし、同表12の部事務の種類欄中「勤労婦人の福祉」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等」に改め、同部1の項事項欄中「勤労婦人の福祉の増進」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等」に改め、同部2の項同欄中「勤労婦人福祉施設の設置、」を「働く婦人の家の」に改め、同表中14の部を16の部とし、同表13の部2の項<sup>(2)</sup>同欄中「及び支給（第23条第2項）」を「（第23条第2項、愛媛県訓練手当支給規則（以下この項において「規則」という。）第9条第1項、第2項）」に改め、同項中<sup>(2)</sup>の次に次のように加える。

(3) 公共職業訓練を受ける訓練生の認定申請書の記載事項の変更の届出の処理（第23条第2項、規則第9条第3項、第4項）			
(4) 公共職業訓練を受ける訓練生に対する訓練手当の支給（第23条第2項、規則第10条）			

別表第2 労政雇用課の表13の部5の項<sup>(1)</sup>事項欄中「第64条第4項」を「第46条第4項」に改め、同部6の項<sup>(1)</sup>同欄中「技能5輪」を「技能五輪」に改め、同部を同表14の部とし、同部の次に次のように加える。

15 地域雇用開発促進法の施行に関する事務	1 地域能力開発就職促進計画及び地域高度技能活用雇用安定計画に関すること。			
	(1) 策定及び厚生労働大臣への協議（第6条第1項、第8条第1項）			
	(2) 関係市町村長の意見の聴取（第6条第3項、第8項、第8条第3項、第8項）			
	(3) 公表（第6条第6項、第8項、第8条第6項、第8項）			
	(4) 厚生労働大臣への変更の協議（第6条第7項、第8条第7項）			

別表第2 労政雇用課の表12の部の次に次のように加える。

13 雇用対策法の施行に関する事務	1 職場適応訓練の委託に関すること。			
	(1) 委託契約の締結（愛媛県職場適応訓練委託規則（以下この項において「規則」という。）第7条第1項）			
	(2) 職場適応訓練生に対する訓練の実施通知（規則第7条第3項）			
	(3) 職場実習に係る特例委託契約の締結（規則第8条第1項）			
	(4) 職場適応訓練費の支給（規則第12条）			
	(5) 委託契約の変更及び解除（規則第13条、第14条）			
	(6) 職場適応訓練費の返還命令（規則第15条）			
	(7) 状況報告の徴収及び調査（規則第16条）			
	2 職場適応訓練の訓練手当の支給に関すること。			
	(1) 受給資格の認定（愛媛県訓練手当支給規則（以下この項において「規則」という。）第9条第1項、第2項）			
	(2) 認定申請書の記載事項の変更の届出の処理（規則第9条第3項、第4項）			
	(3) 支給（規則第10条）			

別表第2 雇用対策室の表1の部1の項事項の欄中「第4条第6項」を「第8条第6項」に改め、同部2の項及び3の項を削り、同表4の部を次のように改める。

4 地域雇用開発促進法の施行に関する事務	1 地域雇用機会増大計画及び地域求職活動援助計画に関すること。			
	(1) 策定及び厚生労働大臣への協議(第5条第1項、第7条第1項)			
	(2) 関係市町村長の意見の聴取(第5条第3項、第8項、第7条第3項、第8項)			
	(3) 公表(第5条第6項、第8項、第7条第6項、第8項)			
	(4) 厚生労働大臣への変更の協議(第5条第7項、第7条第7項)			

別表第2 農政課の表中7の部及び8の部を削り、9の部を7の部とし、10の部から23の部までを2ずつ繰り上げる。

別表第2 団体指導課の表1の部1の項事項の欄中「第60条」の下に「、第61条」を加え、同部3の項同欄中「第95条の2」の下に「、第95条の3」を加え、同部5の項同欄中「命令」の下に「並びに信用事業規程等の承認の取消し」を加え、同部6の項同欄中「認可」の下に「及び届出の受理」を、「第44条」の下に「、第61条」を加え、同部9の項同欄中「及び農協中央会」を「、農協中央会及び子会社」に改め、同部15の項同欄中「承認」の下に「並びに信用事業規程の変更の届出の受理」を加え、同部16の項同欄中「国債等」の下に「及び特定社債等」を加え、「第10条第13項から第15項」を「第10条第15項、第16項、第18項から第20項」に改め、同部17の項同欄中「指定農協」を「指定組合」に、「第10条第20項」を「第10条第24項」に改め、同部18の項同欄中「及び合併」を「、合併及び組織変更」に、「処理」を「受理」に改め、「第72条の18まで」の下に「、第73条の12」を加え、同部中19の項の次に次のように加える。

20 特定農業協同組合の承認(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条)			
--	--	--	--

別表第2 団体指導課の表2の部中1の項を削り、2の項を1の項とし、同表4の部事務の種類欄中「農業振興事業推進費補助金交付要綱(昭和58年8月25日付け農林水産事務次官通達)」を「農業経営対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け農林水産事務次官通知)」に改め、同部1の項事項の欄中「特別指導農協」を「重点指導農協」に、「農業協同組合等経営指導等事業実施要領」を「農業協同組合経営対策等事業実施要領」に、「農林水産事務次官通達」を「農林水産事務次官通知」に改め、同部2の項同欄中「財務健全化」を「経営健全化」に、「指導方針」を「指導方針等」に改め、同部3の項同欄中「農協系統組織再編促進事業の実施について(平成9年5月12日付け農林水産省経済局長通達)」を「農協系統事業・組織改革推進事業の運用について(平成13年4月5日付け農林水産省経営局長通知)」に、「運用通達」を「運用通知」に改め、同部4の項同欄、同部5の項同欄及び同部6の項同欄中「運用通達」を「運用通知」に改め、同表中16の部を削り、17の部を16の部とし、同表18の部事務の種類欄中「地域農業総合整備資金制度実施要綱(昭和60年5月21日付け農林水産事務次官通達)」を「地域農業確立総合資金制度実施要綱(平成12年4月1日付け農林水産事務次官通知)」に改め、同部1の項事項の欄中「広域施設に係る整備事業計画の認定(第5)」を「地域農業確立総合計画の承認(第3の4)」に改め、同部を同表17の部とし、同表19の部事務の種類欄中「農林水産事務次官通達」を「農林水産事務次官通知」に改め、同部を同表18の部とし、同表中20の部を19の部とし、21の部を20の部とし、同表22の部事務の種類欄中「愛媛県農家負担軽減支援特別資金利子補給金交付要綱(平成7年9月1日制定)」を「愛媛県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱(平成13年5月31日制定)」に改め、同部2の項事項の欄中「第7条」を「第6条」に改め、同部を同表21の部とし、同表23の部を同表22の部とし、同表24の部事務の種類欄中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改め、同部2の項事項の欄中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」に改め、同部中3の項の次に次のように加え、同部を同表23の部とする。

4 森林所有権の移転等のあつせん(第10条)			
------------------------	--	--	--

別表第2 農地整備課の表中9の部を10の部とし、4の部から8の部までを1ずつ繰り下げ、3の部の次に次のように加える。

4 愛媛県の海を管理する条例の施行に関	1 土石の投入等の許可及び協議(第3条第1項第3号、第11条第1項)			
	2 土石の投入等の許可又は協議に関する市			

する事務（農 林水産省農村 振興局所管に 係るものに限 る。）	町村長の意見の聴取（第5条、第11条第2 項、愛媛県の海を管理する条例施行規則第 5条）			
	3 土石の投入等の許可の取消し等（第8条 ）			

別表第2 林業振興課の表組織名の欄中「林業振興課」を「林業政策課」に改め、同表2の部4の項<sup>(1)</sup>事項の欄中「昭和59年4月1日制定」を「昭和58年4月4日付け農林水産事務次官通達」に、「第4の1」を「第5の1、第5の3、第5の4」に改め、同項<sup>(2)</sup>同欄中「第5の1」を「第6の1」に改め、同項<sup>(4)</sup>同欄中「林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和58年4月4日付け）」を「林業生産流通総合対策事業実施要領（平成10年4月8日付け）」に、「第3から第5まで」を「第2、第5、第8」に改め、同項中<sup>(4)</sup>を<sup>(5)</sup>とし、<sup>(3)</sup>を<sup>(4)</sup>とし、<sup>(2)</sup>の次に次のように加え、同項を同部5の項とする。

(3) 林業普及指導事業の実績報告（要綱第 6の2）			
-------------------------------	--	--	--

別表第2 林業政策課の表2の部中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 森林計画に関すること。			
(1) 地域森林計画の樹立及び変更並びに公表（第5条第1項、第4項、第6条第6項）			
(2) 地域森林計画の樹立及び変更をする旨の公告並びに地域森林計画の案の縦覧（第6条第1項）			
(3) 地域森林計画の案についての森林審議会等の意見聴取（第6条第3項、第4項）			
(4) 地域森林計画の樹立及び変更に係る農林水産大臣への協議（第6条第5項）			
(5) 国有林の地域別の森林計画の案についての意見の具申（第7条の2第5項）			

別表第2 林業政策課の表4の部を次のように改める。

4 林業担い手 育成確保対策 事業の実施に ついて（平成 10年4月8日 付け林野庁長 官通達）の施 行に関する事 務	1 林業労働安全衛生総合対策事業の実施（ 第2のⅠ）			
	2 林業就業促進総合対策事業の実施（第2 のⅡ）			

別表第2 林業政策課の表15の部事務の種類欄中「森林開発公団法」を「緑資源公団法」に改める。

別表第2 森林整備課の表1の部中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から8の項までを1ずつ繰り上げ、同表中2の部を削り、3の部を2の部とし、4の部から22の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第2 漁政課の表中12の部を削り、13の部を12の部とし、14の部を13の部とする。

別表第2 水産課の表中6の部を削り、7の部を6の部とし、8の部を7の部とし、9の部を8の部とし、同部の次に次のように加える。

9 漁港漁場整 備法の施行に 関する事務	1 沿岸漁場整備開発構想の作成			
	2 漁礁漁場造成事業実施計画の決定及び変更			
	3 増殖場造成事業実施計画の決定及び変更			
	4 養殖場造成事業実施計画の決定及び変更			
	5 漁場環境保全対策事業実施計画の決定及び変更			

別表第2 漁政課の表10の部1の項から4の項までを次のように改め、同部5の項から8の項までを削る。

1 基本計画の策定及び変更（第7条の2、第7条の3）			
2 特定水産動物育成事業に関すること。			
(1) 認可（第8条、第10条）			
(2) 育成水面の区域の変更等の認可（第12条第1項）			
(3) 廃止の届出の受理（第12条第2項）			
(4) 育成水面の区域の変更等に係る勧告（第14条）			
3 放流効果実証事業に関すること。			
(1) 放流効果実証事業を実施する者の指定等（第15条）			
(2) 業務実施計画の認可等（第17条、第18条、第20条）			
(3) 業務報告書等の受理（第21条）			
(4) 報告徴収又は改善命令（第22条）			
(5) 指定の取消し（第23条）			
4 漁場利用協定に関すること。			
(1) 締結に関する勧告（第24条）			
(2) 届出の受理（第25条）			
(3) 紛争に係るあつせん（第26条）			

別表第2 水産課の表14の部を削り、同表15の部事務の種類欄中「漁船法による漁船の建造、改造及び登録」を「漁船法の施行」に改め、同部1の項を次のように改める。

1 登録の取消し（第19条）			
----------------	--	--	--

別表第2 水産課の表15の部2の項から4の項までを削り、同部5の項事項の欄中「第20条の2」を「第23条」に改め、同項を同部2の項とし、同部を同表14の部とし、同表16の部から27の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第2 漁港課の表1の部事務の種類欄中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同部2の項事項の欄中「漁港の整備計画」を「漁港漁場整備長期計画の案又は変更の案」に、「第17条第1項」を「第6条の3第4項、第7項」に改め、同部3の項同欄中「漁港修築事業に」を「特定漁港漁場整備事業に」に改め、同項(1)同欄を次のように改める。

(1) 特定漁港漁場整備事業計画の作成、変更等（第17条第1項から第11項まで、第18条第3項、第19条第2項、第19条の3第3項）
--

別表第2 漁港課の表1の部3の項(4)事項の欄中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同項中(4)を(5)とし、(3)を削り、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 特定漁港漁場整備事業の廃止等（第17条第12項、第13項）			
(3) 特定漁港漁場整備事業計画の策定及び変更のための他人の土地又は水面の測量等（第19条の2第1項、第4項）			

別表第2 漁港課の表3の部1の項(12)を削る。

別表第2 用地課の表1の部4の項を同部5の項とし、同部3の項中(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加え、同項を同部4の項とする。

(3) 公聴会の開催（第23条）			
(4) 愛媛県土地収用事業認定審議会の意見の聴取（第25条の2第2項）			

別表第2 用地課の表1の部2の項の次に次のように加える。

3 仲裁に関すること。			
(1) 仲裁申請の受理(第15条の7)			

別表第2 道路維持課の表1の部6の項中(1)を削り、(2)を(1)とする。

別表第2 道路都市局の表決裁区分の欄中「高速道路課長」を「課長」に改め、同表組織名の欄中「道路都市局」を「高速道路課」に改める。

別表第2 建築住宅課の表中15の部を16の部とし、14の部を15の部とし、13の部を14の部とし、同表12の部中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加え、同部を同表13の部とする。

2 特定公共賃貸住宅の家賃の告示(第12条の2)			
--------------------------	--	--	--

別表第2 建築住宅課の表11の部中5の項を6の項とし、同部4の項事項の欄中「第23条」の下に「、第23条の16」を加え、同項を同部5の項とし、同部3の項同欄中「第14条」の下に「、第23条の16」を加え、同項を同部4の項とし、同部2の項同欄中「決定」の下に「及び変更」を、「第21条の7」の下に「、第23条の14」を加え、同項を同部3の項とし、同部1の項同欄中「第3条」の下に「、第23条の16」を加え、同項を同部2の項とし、同部中同項の前に次のように加え、同部を同表12の部とする。

1 県営住宅の設置(第2条の2)			
------------------	--	--	--

別表第2 建築住宅課の表10の部の次に次のように加える。

11 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事務	1 供給計画に関すること。			
	(1) 認定(第2条第1項、第4条)			
	(2) 変更の認定(第4条、第5条)			
	(3) 認定の取消し(第4条、第11条)			
	2 認定事業者に関すること。			
	(1) 助言及び指導(第7条)			
	(2) 報告の徴収(第8条)			
	(3) 改善命令(第10条)			
	3 賃貸住宅の建設(第18条第1項)			

**第2条** 愛媛県庁事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第2 廃棄物対策課の表中7の部を8の部とし、2の部から6の部までを1ずつ繰り下げ、1の部の次に次のように加える。

2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務	1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関すること。			
	(1) 助言又は勧告(第19条)			
	(2) 措置命令(第20条)			
	(3) 報告の徴収(第42条第2項)			
	(4) 立入検査(第43条第1項)			

別表第2 廃棄物対策課の表備考中「及び2の部8の項」を「、2の部及び3の部8の項」に改める。

別表第2 土木管理課の表の次に次の1表を加える。

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	室長
技術企画室	1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務	1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針に関すること。			
		(1) 策定及び変更(第4条第1項)			
		(2) 公表(第4項第2項)			
		2 建設工事の規模に関する基準の設定(第9条第4項)			
		3 距離に関する基準の設定(第17条)			

	4 再資源化により得られた建設資材の利用の協力要請（第41条）			
--	---------------------------------	--	--	--

**附 則**

この訓令中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成14年5月30日から施行する。

**○愛媛県訓令第7号**

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令**

**第1条** 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号の2中「（出張所管内の地方機関を除く。）」を削り、同項第19号の次に次の1号を加える。

(19)の2 誇れるふるさとづくり総合支援事業の推進及び調整に関する事。

第2条第2項第9号を次のように改める。

(9) 削除

第2条第2項第10号中「貯蓄奨励」を「金融に係る消費者知識の普及」に改め、同条第3項中「税務管理課」を「税務課」に改め、同項第5号及び第6号中「（松山地方局以外の地方局に限る。）」を削り、同項に次の2号を加える。

(7) 県税及びこれに伴う徴収すべき金額の賦課決定に関する事。

(8) 県税の犯則取締りに関する事。

第2条第4項を削り、同条第5項ただし書を次のように改める。

ただし、久万福祉課、大洲福祉課、宇和福祉課及び御荘福祉課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。

第2条第5項第12号中「保護更生」を「保護」に改め、同項第16号中「同和事業」を「地方改善対策事業」に改め、同号の次に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

(16)の2 人権啓発に関する事。

第2条第4項の次に次の1項を加える。

5 税務管理課においては、第3項第1号から第6号までに掲げる事務を所掌する。

第2条第6項及び第7項を次のように改める。

6 課税課においては、第3項第7号及び第8号に掲げる事務を所掌する。

7 御荘福祉課においては、第4項に規定する事務のほか、逓送車の運行及び逓送車に乗車し、逓送の業務に従事する職員（以下「逓送員」という。）の管理に関する事務を分掌する。

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、伊予三島土地改良課、丹原土地改良課、久万土地改良課、大洲土地改良課、宇和土地改良課及び御荘土地改良課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。

第4条第4項に次のただし書を加える。

ただし、伊予三島林業課、丹原林業課、久万林業課、大洲林業課、宇和林業課及び御荘林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。

第4条第4項第25号の次に次の3号を加える。

(25)の2 ボランティアが行う森林の整備及び緑化に対する支援に関する事。

(25)の3 水源林の整備に関する事。

(25)の4 放置森林の整備に関する事。

第4条第5項に次のただし書を加える。

ただし、御荘水産課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。

第4条第5項第9号中「測定及び」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(9)の2 小型漁船の測度に関する事。

第4条第5項第10号中「漁港修築」を「漁港漁場整備」に改める。

第7条を次のように改める。

**第7条** 削除

第8条第1項の表用地管理課の項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 逓送車の運行及び逓送員の管理に関する事（西条地方局伊予三島土木事務所に限る。）。

第10条を次のように改める。

（中山川ダム建設事務所の所掌事務）

**第10条** 西条地方局中山川ダム建設事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公印の管理に関する事。

(2) 文書の取扱いに関する事。

(3) 職員の身分及び服務に関する事。

(4) 所内の管理及び取締りに関する事。

(5) 予算の経理その他の会計事務に関する事。

(6) 中山川ダム建設工事の施行の事務手続に関する事。

。

(7) 中山川ダム建設工事の計画、調査及び設計に関する事。

(8) 中山川ダム建設工事の施行及び監督に関する事。

(9) その他中山川ダム建設に関する事。

第11条中「、出張所」を削る。

第12条第5項中「出張所長、」を削り、同条中第23項を第27項とし、第13項から第22項までを4項ずつ繰り下げ、第12項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 技術企画専門員は、上司の命を受け、工事の技術面の企画に関する事務を処理する。

第12条中第11項を第14項とし、第10項の次に次の3項を加える。

11 市町村振興・合併推進班長は、上司の命を受け、市町村の振興及び市町村合併の推進に関する事務を掌理する

。 12 納税班長は、上司の命を受け、県の徴収金の滞納処分及び県税の納税奨励に関する事務を掌理する。

13 滞納処分専門員は、上司の命を受け、県の徴収金の滞納処分に関する事務を処理する。

第13条第1項に次の2号を加える。

(3) 自然公園法第17条第3項、第18条第3項及び第18条の2第3項の規定に基づく許可の申請並びに同法第17条第6項から第8項まで、第18条第6項及び第7項、第18条の2第6項及び第7項並びに第20条第1項の規定に基づく届出に関する事( 地方局長が処理する事務に係るものに限る。 )。

(4) 愛媛県県立自然公園条例第12条第4項の規定に基づく許可の申請並びに同条第6項から第8項まで及び同条例第14条第1項の規定に基づく届出に関する事( 地方局長が処理する事務に係るものに限る。 )。

第13条第2項第19号の3中「訪問販売等に関する法律第18条の2第1項」を「特定商取引に関する法律第60条第1項」に改め、同項第19号の4中「訪問販売等に関する法律第20条の2第1項」を「特定商取引に関する法律第66条第1項」に改め、同条第3項第13号中「第17条第3項」を「第24条第2項及び第31条第3項」に、「吏員の証票」を「職員の証明書」に改め、同項中第18号を削り、第18号の2を第18号とし、第28号を次のように改める。

(28) 削除

第13条第3項第29号中「健康づくりボランティア活動推進事業に伴うボランティアリーダー」を「生涯健康づくり推進員活動事業に伴う生涯健康づくり推進員」に改め、同条第4項第20号中「、第18条第1項及び第2項、第18条の2第1項、第18条の3第1項及び第3項、第18条の4第1項、第3項、第5項及び第6項」を削り、同項第21号中「、第18条第2項、第18条の3第3項、第18条の4第5項及び第6項」を削り、同項第22号中「、第18条第2項、第18条の3第3項及び第4項、第18条の4第5項及び第6項」を削り、同項第22号の2中「、第18条第2項、第18条の3第3項、第18条の4第5項及び第6項並びに」を「及び」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(22)の3 森林法第25条の2、第26条の2及び第27条の規定に基づく保安林の指定及び解除の申請の受理に関する事。

(22)の4 森林法第27条、第33条の2、第33条の3及び第44条の規定に基づく保安林及び保安施設地区の指定施業要件の変更の申請の受理に関する事。

第13条第4項第43号を次のように改める。

(43) 削除

第13条第4項第52号ア中「及び第8条から第10条まで」を「、第8条及び第9条」に改め、同号イの次に次のように加える。

ウ 愛媛県海岸占用料等徴収条例第1条、第3条及び第4条の規定に基づく権限を行うこと。

第13条第4項第52号の2の次に次の5号を加える。

(52)の3 愛媛県海を管理する条例第3条第1項第1号及び第2号並びに第11条第1項の規定に基づく海域の

占用及び土石の採取の許可及び協議に関する事( 農林水産省農村振興局所管に係る海岸保全区域内の海域のものに限る。 )。

(52)の4 愛媛県海を管理する条例第5条及び愛媛県海を管理する条例施行規則第5条の規定に基づく海域の占用及び土石の採取の許可に関する市町村長の意見の聴取( 同条例第11条第2項の規定に基づき、同条第1項の協議の手続において例による場合を含む。 )に関する事。

(52)の5 愛媛県海を管理する条例第8条の規定に基づく海域の占用及び土石の採取の許可の取消し等に関する事。

(52)の6 愛媛県海を管理する条例第9条ただし書の規定に基づく原状回復義務の免除承認に関する事。

(52)の7 愛媛県海を管理する条例附則第4項の規定に基づく海域の占用に関する届出の受理に関する事。

第13条第4項第62号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、「及び第44条」を削り、同条第5項第5号中「第68条」の下に「、第71条第1項から第3項まで」を加え、同項第62号中「第4条」の下に「( 同条例第23条の16において準用する場合を含む。 )」を、「第6条」の下に「( 同条例第23条の16において準用する場合を含む。 )」を、「第8条」の下に「( 同条例第23条の16において準用する場合を含む。 )」を削り、同項第64号中「及び第21条の3第3項」を「、第21条の3第3項及び第23条の16」に改め、「第13条第2項」の下に「( 同条例第23条の16において準用する場合を含む。 )」を加え、同項第65号中「及び第21条の3第3項」を「、第21条の3第3項及び第23条の16」に改め、「第13条第1項」の下に「( 同条例第23条の16において準用する場合を含む。 )」を加え、同項第66号中「第15条第2項」の下に「( 同条例第23条の16において準用する場合を含む。 )」を加え、同項第67号中「第17条第4項」の下に「( 同条例第23条の16において準用する場合を含む。 )」を加え、同項第68号中「第17条第5項」の下に「( 同条例第23条の16において準用する場合を含む。 )」を加え、同項中第68号の2を第68号の3とし、第68号の次に次の1号を加える。

(68)の2 愛媛県営住宅管理条例第17条第6項( 同条例第23条の16において準用する場合を含む。 )の規定に基づく入居承継の承認に関する事。

第13条第5項第69号の次に次の2号を加える。

(69)の2 愛媛県営住宅管理条例第23条の13の規定に基づく入居者の選定に関する事。

(69)の3 愛媛県営住宅管理条例第23条の15第1項の規定に基づく家賃の減額に関する事。

第13条第5項第71号中「第3条」の下に「( 同規則第12条の5において準用する場合を含む。 )」を加える。

第14条第1項第6号の3中「出張所、」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(6)の4 局内各課の個人情報取扱事務の登録に関する事。

(6)の5 局内各課の個人情報の開示、訂正及び削除並び

に個人情報の取扱いの是正に関する事（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

第14条第5項第3号中「1,200万円」を「1,800万円」に改め、同項第5号中「、未墾地取得資金及び自作農維持資金」を「及び未墾地取得資金」に改め、同項第5号の2を削り、同項第6号の2中「農家負担軽減支援特別資金」を「農業経営負担軽減支援資金」に改め、同項第30号中「に基づく漁船（長さ15メートル以上の動力漁船を除く。）」を「第4条第1項第2号及び第4号に掲げる動力漁船」に改め、「及び」の下に「漁船の」を加え、同項第31号の次に次の1号を加える。

(3)の2 小型漁船の測度に関する事。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

第16条第1項中第2号の8を第2号の11とし、第2号の4から第2号の7までを3号ずつ繰り下げ、第2号の3の次に次の3号を加える。

(2)の4 個人情報取扱事務の登録に関する事。

(2)の5 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関する事（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

(2)の6 通送車の運行及び通送員の管理に関する事（西条地方局伊予三島土木事務所に限る。）。

第16条第3項第4号の2の次に次の2号を加える。

(4)の3 個人情報取扱事務の登録に関する事。

(4)の4 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関する事（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

第16条第4項第4号の次に次の2号を加える。

(4)の2 個人情報取扱事務の登録に関する事。

(4)の3 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関する事（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

#### 第2条 愛媛県地方局処務規程の一部を次のように改正する。

第13条第5項中第1号の15を第1号の19とし、第1号の11から第1号の14までを4号ずつ繰り下げ、第1号の10の次に次の4号を加える。

(1)の11 建設事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項及び第2項の規定に基づく対象建設工事の届出及び変更の届出の受理に関する事。

(1)の12 建設事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第3項の規定に基づく分別解体等の計画の変更等の命令に関する事。

(1)の13 建設事に係る資材の再資源化等に関する法律第14条の規定に基づく分別解体等の実施に関する助言又は勧告に関する事。

(1)の14 建設事に係る資材の再資源化等に関する法律第15条の規定に基づく分別解体等の方法の変更等の命令に関する事。

第13条第5項第1号の19の次に次の2号を加える。

(1)の20 建設事に係る資材の再資源化等に関する法律第42条第1項の規定に基づく対象建設工事の発注者等に対する報告の徴収に関する事。

(1)の21 建設事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定に基づく対象建設工事の現場等の立入検査に関する事（特定建設資材に係る分別解体等に関するものに限る。）。

#### 附 則

この訓令中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成14年5月30日から施行する。

#### ○愛媛県訓令第8号

各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

第1条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、出張所長」を削る。

第2条第1号中「、出張所長」を削り、同条第2号中「出張所、」を削り、「、ダム管理事務所及び中山川ダム建設事務所」を「及びダム管理事務所」に改め、同条第3号中「、出張所長」を削る。

第4条第1項及び第2項中「別表第8」を「別表第6」に改める。

第5条第1項の表局長の権限に属する事務の部局長の項代決者の欄中

「出張所長（出張所に係る事務に限る。）」

を削り、同部部長の項同欄中「主務の」を削り、「課長（課長補佐を置く課にあつては、課長補佐）」を「課長補佐又は課長が指定した職員」に改め、

「出張所長（出張所に係る事務に限る。）	総務福祉課長（西条地方局伊予三島出張所及び同地方局丹原出張所にあつては、総務課長。以下この表において同じ。）」
---------------------	---

及び「用地課長」を削り、同表出張所長の権限に属する事務の部を削り、同表中山川ダム建設事務所長の権限に属する事務の部中山川ダム建設事務所長の項同欄中「用地課長」を「所長が指定した職員」に改め、「建設課長」を削り、同部課長の項を削る。

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第4条関係）**

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		局長	専決者	
			部長	課長
1 公文書に関する事務	1 特に重要な通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関する事			
	2 重要な通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関する事			
	3 軽易な通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関する事			
	4 ファイル管理表及びファイル管理総括表の作成（愛媛県文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）第49条第1項から第3項まで）			
	5 完結文書の引継ぎ（文書管理規程第57条）			
2 公文書の公開に関する事務	1 公文書の公開の請求等に対する決定（愛媛県情報公開条例（以下この部において「条例」という。）第10条、第14条第3項、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（以下この部において「要綱」という。）第9条第1項、第3項、第4項）			
	2 公文書の公開の請求等に対する決定に係る期間の延長等（条例第11条第2項、第12条、要綱第9条第2項）			
	3 公文書の公開の請求に係る事案の移送（条例第13条第1項）			
	4 公文書の公開の請求等に対する決定に係る第三者の意見の聴取（条例第14条第1項、第2項、要綱第9条第4項）			
	5 公文書の公開の申請に対する決定に係る不服の申出に関する事			
	(1) 愛媛県公文書公開審査会の意見の聴取（要綱第12条）			
	(2) 処理の決定（要綱第12条）			
3 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消（第7条第2項、第4項）			
	2 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定（第20条、第23条第2項、第30条、第35条）			
	3 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に			

		対する決定に係る期間の延長等（第21条第2項、第22条、第31条第2項、第32条、第35条）			
		4 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取（第23条第1項）			
		5 口頭により開示請求ができる個人情報の決定（第25条第1項）			
		6 個人情報の取扱いの是正の申出の処理（第40条第3項）			
4 人事管理に関する事務	1	所属職員の身分及び服務に関すること。			
		(1) 出張、休暇、育児休業等、私事旅行、職務専念義務の免除等（職員の海外出張を除く。）			
		ア 局長及び部長に係るもの			
		イ 保健所長、家畜保健衛生所長、地域農業改良普及センター所長、土木事務所長、ダム管理事務所長及び中山川ダム建設事務所長に係るもの（県外出張及び県外私事旅行に限る。）			
		ウ 課長及び首席工事検査専門員に係るもの			
		(ア) 出張、休暇及び私事旅行			
		(イ) 職務専念義務の免除（厚生に関する計画の実施に関する場合に限る。）			
		(ウ) (ア)及び(イ)以外のもの			
		エ 出納室長に係るもの			
		オ アからエまでを除く役付職員に係るもの			
		(ア) (イ)以外の職員に係るもの			
		(イ) 係長に係るもの			
		カ アからオまで以外のもの			
		(2) 職員の海外出張			
		(3) 局内各課の日々雇用職員（短期）の雇用承認			
		2 所属職員の通勤手当及び住居手当の決定			
		3 管内職員の身分及び服務に関すること。			
		(1) 管内地方機関の長の県外出張及び県外私事旅行			
		(2) 管内地方機関の職員の出張及び服務に係ること（異例又は重要と認められるものに限る。）。			
		(3) 管内職員の昇任、昇格、昇給及び勤勉手当の内申			
	(4) 管内の臨時職員（第22条）の任免及び日々雇用職員（長期）の雇用承認				
	4 管内職員の扶養手当及び児童手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。				
5 職員の人事配置及び事務の分担に関する事務	1	管内職員の人事配置に関すること（技術職員に係るものを除く。）。			
	2	所属職員の課、室、事業所等への配置に関すること。			
	3	所属職員の事務の分担に関すること。			

6 超過勤務命令に関する事務	1 所属職員 of 超過勤務命令に関すること。				
7 不利益処分に当たつての聴聞その他意見陳述のための手続に関する事務	1 聴聞				
	2 弁明の機会の付与				
	3 その他の手続				
8 収入又は支出を伴う事務	1 次に掲げる事件の決定に関すること（工事並びに用地の取得及び補償（漁業補償を含む。以下この部において同じ。）を除く。）。				
	(1) 1件 500万円以上の支出を伴う事件				
	(2) 1件 100万円以上 500万円未満の支出を伴う事件				
	(3) 1件 100万円未満の支出を伴う事件				
	2 税外収入の徴収に関すること。				
	(1) 1,000万円以上の税外収入に係るもの				
	(2) 10万円以上 1,000万円未満の税外収入に係るもの				
	(3) 10万円未満の税外収入に係るもの				
	3 次に掲げるものの支出負担行為に関すること。				
	(1) 決裁を経た1件 7,000万円以上の工事				
	(2) 決裁を経た1件 2,000万円以上 7,000万円未満の工事				
	(3) 決裁を経た1件 2,000万円未満の工事				
	(4) 決裁を経た1件 1,000万円以上 3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託				
	(5) 決裁を経た1件 1,000万円未満の調査、測量及び設計の委託				
	(6) 決裁を経た1件 3,000万円以上の用地の取得及び補償				
	(7) 決裁を経た1件50万円以上 3,000万円未満の用地の取得及び補償				
	(8) 決裁を経た1件50万円未満の用地の取得及び補償				
	(9) 決裁を経た1件 1,000万円以上の事件（工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに <sup>(12)</sup> に掲げるものを除く。）				
	(10) 決裁を経た1件 200万円以上 1,000万円未満の事件（工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに <sup>(12)</sup> に掲げるものを除く。）				
	(11) 決裁を経た1件 200万円未満の事件（工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに <sup>(12)</sup> に掲げるものを除く。）				
	(12) 報酬、賃金及び期末手当				
	4 次に掲げるものの支出命令に関すること。				

	(1) 決裁を経た1件 7,000万円以上の工事費			
	(2) 決裁を経た1件 2,000万円以上 7,000万円未満の工事費			
	(3) 決裁を経た1件 2,000万円未満の工事費			
	(4) 決裁を経た1件 1,000万円以上 3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託費			
	(5) 決裁を経た1件 1,000万円未満の調査、測量及び設計の委託費			
	(6) 決裁を経た1件 3,000万円以上の用地の取得費及び補償費（漁業補償費を含む。以下この項において同じ。）			
	(7) 決裁を経た1件50万円以上 3,000万円未満の用地の取得費及び補償費			
	(8) 決裁を経た1件50万円未満の用地の取得費及び補償費			
	(9) 決裁を経た1件 1,000万円以上の事件の経費（工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに(12)に掲げるものを除く。）			
	(10) 決裁を経た1件 200万円以上 1,000万円未満の事件の経費（工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに(12)に掲げるものを除く。）			
	(11) 決裁を経た1件 200万円未満の事件の経費（工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに(12)に掲げるものを除く。）			
	(12) 報酬、賃金及び期末手当			
	5 歳入歳出外現金、有価証券及び物品の出納通知に関すること。			
9 その他の事務	1 重要な会議の開催に関すること。			
	2 表彰に関すること。			
	3 各種資料、統計等の作成及び収集に関すること。			
	4 自然公園法第17条第3項、第18条第3項及び第18条の2第3項の規定に基づく許可の申請並びに同法第17条第6項から第8項まで、第18条第6項及び第7項、第18条の2第6項及び第7項並びに第20条第1項の規定に基づく届出に関すること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。			
	5 愛媛県立自然公園条例第12条第4項の規定に基づく許可の申請並びに同条第6項から第8項まで及び同条例第14条第1項の規定に基づく届出に関すること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。			

- 備考 1 出納室におけるこの表2の部1の項から4の項まで並びに3の部1の項から4の項まで及び6の項の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「出納室長」とする。
- 2 この表4の部3の項<sup>(4)</sup>及び4の項の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「総務福祉部長」とする。

別表第2 総務調整課の表10の部3の項を削り、同部4の項事項の欄中「県政情報応答システム」を「県民世論調査」に改

め、同項を同部3の項とし、同部5の項を同部4の項とし、同表中21の部を22の部とし、16の部から20の部までを1ずつ繰り下げ、同表15の部3の項(2)同欄中「管財課」を「総務管理課及び人事課職員厚生室」に改め、同部を同表16の部とし、同表14の部の次に次のように加える。

15 誇れるふるさとづくり総合支援事業費補助金交付要綱(平成14年3月28日制定)の施行に関する事務	1 補助対象事業の選定に関すること(第4条)。			
	2 補助事業の中止及び廃止の承認(第10条)			
	3 事業実績報告書の受理(第11条)			
	4 検査、指示及び報告の徴収(第17条)			
	5 補助金の返還命令(第18条)			
	6 財産処分承認に関すること(第20条)。			

別表第2県民生活課の表3の部5の項事項の欄中「愛媛県くらしの Reporter、物価モニター及び通商産業政策モニター」を「及び国民生活モニター」に改め、同表7の部事務の種類欄中「訪問販売等に関する法律」を「特定商取引に関する法律」に改め、同部1の項事項の欄中「第18条の2第1項、第21条の2、訪問販売等に関する法律施行令」を「第60条第1項、第68条、特定商取引に関する法律施行令」に改め、同部2の項同欄中「第20条の2第1項、第21条の2」を「第66条第1項、第68条」に改め、同表11の部1の項及び2の項を次のように改め、同部3の項及び4の項を削る。

1 コミュニティづくりの推進に関すること。			
2 地域づくり団体ネットワーク化促進事業の推進及び調整に関すること。			

別表第2県民生活課の表13の部を次のように改める。

13 省資源・省エネルギー運動の推進に関する事務	1 省資源・省エネルギー運動の推進			
--------------------------	-------------------	--	--	--

別表第2税務管理課の表組織名の欄中「税務管理課」を「税務課」に改め、同表中4の部の次に次のように加える。

5 県税の賦課に関する事務	1 県税の更正及び決定並びに加算金の決定に関すること。			
	(1) 重要又は異例と認められるもの			
	(2) 軽易な事項に係るもの			
	2 県税の減免及び課税免除に関すること。			
	(1) 重要又は異例と認められるもの			
	(2) 軽易な事項に係るもの			
	3 特別徴収義務者の登録及び指定に関すること。			
	4 軽油引取税の仮特約業者の指定及び指定の取消しに関すること。			
	5 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の交付に関すること。			
	6 その他県税の賦課に関すること。			
	(1) 重要又は異例と認められるもの			
	(2) 軽易な事項に係るもの			
6 県税の犯則取締りに関する事務	1 通告処分(国税犯則取締法(以下この部において「法」という。)第14条)			
	2 通告不履行の場合の告発(法第17条)			
	3 犯則の心証を得ない場合の通知等(法第19条)			

別表第2課税課の表を削る。

別表第 2 地域福祉課の表 7 の部中 3 の項を削り、 4 の項を 3 の項とし、 5 の項を 4 の項とし、同表16の部決裁区分の欄、同表18の部同欄、同表20の部同欄及び同表22の部同欄中「」を「」に改め、同表の次に次の 1 表を加える。

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	地 域 福 祉 課 長
御 荘 福 祉 課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉事業の指導に関すること。			
	2 生活保護法の施行に関する事務	1 保護の開始及び変更に伴う保護の種類、程度及び方法に関すること（第24条、第25条、第30条から第37条まで）。			
		2 保護の停止、廃止及び却下（第24条、第26条）			
		3 要（被）保護者に対する指導指示及び調査等（第27条から第29条まで、第62条第3項及び第4項）			
		4 検診命令（第28条、保護の実施要領（昭和38年4月1日付け厚生省社会局長通達）第9の4）			
		5 保護費の支給事務に関すること（第30条から第37条まで）。			
		6 市町村が設置する保護施設に対する報告の徴収及び立入検査（第44条）			
		7 保護費の費用返還及び徴収に関すること（第63条、第77条第2項、第78条、第80条）。			
		8 保護施設の施設整備計画の指導に関すること。			
		9 被保護者の遺留金品の処分（第76条第1項）			
		10 被保護者の後見人選任の請求（第81条）			
		11 施設事務費の支払			
		12 医療扶助に係る各要否意見書及び各給付券の発行（医療扶助運営要領（昭和36年9月30日付け厚生省社会局長通達。以下この部において「運営要領」という。）第3）			
		13 非指定医療機関との委託契約（運営要領第3）			
		14 医療扶助に関する本庁協議及び審査（運営要領第3）			
		15 診察料、検査料及び診療報酬以外の費用の支払（運営要領第5）			
16 指定医療機関に対する一般指導の実施（運営要領第6）					
3 身体障害者福祉法の施行に関する事務	1 市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（第10条第1項第1号）				
	2 市町村に対する必要な助言（第10条第2項）				

	3 身体障害者（児）の手帳の交付及び再交付の申請の受理（身体障害者福祉法施行規則（以下この部において「省令」という。）第4条第1項、第12条第1項、第12条の3第1項）				
	4 居住地等の変更の届出の受理（省令第10条第1項、第11条）				
	5 身体障害者手帳の返還（省令第12条第2項、第12条の3第2項、第12条の4第1項、第2項）				
4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務	1 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給決定（第17条、第20条から第22条まで、第26条の2、第26条の5）				
	2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給資格の認定（第5条第2項、第19条、第26条、第26条の5）				
	3 特別障害者手当の支給の調整（第26条の4）				
	4 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給の制限（第11条（第3号を除く。）、第12条、第26条、第26条の5）				
	5 障害児福祉手当及び特別障害者手当の不正利得の徴収（第24条、第26条の5）				
	6 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支払の調整（第16条、第26条、第26条の5、児童扶養手当法第31条）				
	7 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する届出の受理（第35条）				
	8 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給資格者に対する提出命令、受診命令等（第36条）				
	9 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給状況に係る資料の提供等の要求（第37条）				
5 知的障害者福祉法の施行に関する事務	1 在宅知的障害者の短期間入所に関する措置（第15条の3第2項）				
	2 施設への入所又は委託及び職親委託（第16条第1項）				
	3 費用の徴収（第27条）				
	4 職親の登録（知的障害者福祉法施行細則第14条第3項）				
	5 療育手帳（療育手帳交付要綱（昭和48年11月13日制定）第5）				
6 児童福祉法の施行に関する事務	1 児童等の福祉に関すること。				
	(1) 児童及び妊産婦の福祉に関すること（第18条の2）。				
	(2) 助産施設における助産の実施（第22条）				
	(3) 母子生活支援施設における母子保護の実施（第23条）				
	(4) 児童の措置（第25条の2）				
	(5) 里親等希望者の申出の進達（児童福祉法施行細則第25条）				
	2 児童福祉施設に関すること。				

	(1) 最低基準実施の監督（第46条第1項）				
	(2) 改善勧告及び改善命令（第46条第3項）				
	(3) 旅館業法第3条第4項の規定による意見具申				
	(4) 報告の徴収又は立入調査等（第59条第1項）				
	(5) 当該職員の証票の交付（第59条第1項）				
	(6) 実地検査（児童福祉法施行令第12条の2）				
	(7) 変更届の受理（児童福祉法施行規則第37条第4項から第6項まで）				
	(8) 愛媛県無認可保育施設指導監督要綱（昭和56年9月7日制定）の施行に関する こと。				
	ア 改善又は移転の指導				
	イ 改善又は移転の勧告				
	3 福祉の措置に関する こと。				
	(1) 費用の徴収（第56条第2項、第6項）				
7 母子及び寡婦福祉法の施行に関する事務	1 母子家庭及び寡婦の福祉に関する こと（第8条）。				
	2 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に関する こと。				
	3 母子家庭児童等の身元保証事務に関する こと。				
	4 母子家庭の技能修得事業に関する こと。				
8 老人福祉法の施行に関する事務	1 市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（第6条の3第1項第1号）				
	2 市町村が行う老人居宅生活支援事業並びに市町村が設置する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設に対する報告の徴収等（第18条第1項）				
	3 市町村が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに対する報告の徴収等（第18条第2項）				
9 産休等代替職員制度の実施に関する事務	1 産休等代替職員の任用の承認				
10 公職選挙法施行令第59条の2第1号に関する事務	1 身体障害者等の証明				
11 社会福祉関係団体に関する事務	1 社会福祉関係団体の指導に関する こと。				
12 愛媛県生活安定福祉基金に関する事務	1 生活安定資金の貸付け及び償還指導に関する こと。				
13 愛媛県低所得世帯子弟就学奨励補助金	1 給費生の推薦及び指導に関する こと。				

に関する事務					
14 公益法人に関する事務	1 公益法人の指導に関すること。				
15 民生（児童）委員に関する事務	1 民生（児童）委員の指導訓練に関すること。				
16 社会福祉統計調査に関する事務	1 社会福祉統計に関すること。				
	2 その他社会福祉調査等に関すること。				
17 青少年の健全育成に関する事務	1 青少年の健全育成に関すること。				
18 婦人の保護に関する事務	1 婦人の保護に関すること。				
19 災害救助に関する事務	1 被災者の援護に関すること。				
20 福祉ボランティアの振興に関する事務	1 福祉ボランティアの振興に関すること。				
21 児童扶養手当に関する事務	1 児童扶養手当に係る生死不明及び遺棄の証明に関すること。				
22 父子福祉に関する事務	1 父子家庭の福祉に関すること。				
23 愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例の施行に関する事務	1 自動販売機設置届出の受理（第6条第1項）				
	2 図書类等、がん具类等、衛生用品及びツーショットダイヤル等利用カードに係る指示及び勧告（第14条第1項）				
	3 図書类等、がん具类等、衛生用品及びツーショットダイヤル等利用カードに係る報告の徴収及び立入調査等（第16条第1項）				
24 その他社会福祉に関する事務	1 その他社会福祉に関すること。				
25 通送車の運行及び通送車に乗車し、通送の業務に従事する職員（以下この部において「通送員」という。）の管理に関する事務	1 通送車の運行及び通送員の管理に関すること。				

別表第2保健企画課の表10の部1の項事項の欄中「薬業監視員」を「薬事監視員」に改め、同表16の部1の項同欄中「吏員の証票」を「職員の証明書」に、「第17条」を「第24条第2項、第31条第3項」に改める。

別表第2健康増進課の表4の部1の項を削り、同部2の項事項の欄中「健康づくりボランティア活動推進事業に伴うボランティアリーダー」を「生涯健康づくり推進活動事業に伴う生涯健康づくり推進員」に改め、同項を同部1の項とする。

別表第2生活衛生課の表中8の部を削り、9の部を8の部とし、10の部から16の部までを1ずつ繰り上げる。

別表第2農政課の表2の部1の項事項の欄中「農業構造改善事業、地域改善対策事業」を「経営構造対策推進事業、経営構造対策事業」に改め、同表5の部1の項同欄中「1,200万円」を「1,800万円」に改め、同部3の項同欄中「、未墾地取得資金及び自作農維持資金」を「及び未墾地取得資金」に改め、同部中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を削り、同部7の項同欄中「農家負担軽減支援特別資金」を「農業経営負担軽減支援資金」に改め、同項を同部5の項とする。

別表第2 土地改良課の表2の部1の項(2)事項の欄中「設計金額が」の下に「2,000万円以上」を加え、同項中(2)の次に次のように加える。

(3) 1件の設計金額が2,000万円未満のもの			
--------------------------	--	--	--

別表第2 土地改良課の表2の部3の項(2)事項の欄中「設計金額が」の下に「2,000万円以上」を加え、同項中(2)の次に次のように加える。

(3) 1件の設計金額が2,000万円未満のもの			
--------------------------	--	--	--

別表第2 土地改良課の表2の部4の項決裁区分の欄中「」を「」に改め、同部5の項同欄中「」を削り、同項に次のように加える。

(1) 完成検査及び1回の支払金額が1,500万円以上の既成部分の検査			
(2) 1件の支払金額が1,500万円未満の既成部分の検査			

別表第2 土地改良課の表2の部7の項決裁区分の欄中「」を削り、同項に次のように加える。

(1) 1件の設計金額が300万円以上のもの			
(2) 1件の設計金額が300万円未満のもの			

別表第2 土地改良課の表2の部8の項決裁区分の欄中「」を「」に改め、同表5の部4の項(1)事項の欄中「及び第8条から第10条まで」を「、第8条及び第9条」に改め、同項中(2)の次に次のように加える。

(3) 愛媛県海岸占用料等徴収条例第1条、第3条及び第4条の規定に基づく権限を行うこと。			
--	--	--	--

別表第2 土地改良課の表2の部中13の項を14の項とし、10の項から12の項までを1ずつ繰り下げ、同部9の項(4)決裁区分の欄中「」を「」に改め、同項を同部10の項とし、同部中6の項から8の項までを1ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 愛媛県の海を管理する条例の施行に関すること（農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。）。 (1) 海域の占用及び土石の採取の許可及び協議（第3条第1項第1号、第2号、第11条第1項） (2) 海域の占用及び土石の採取の許可又は協議に関する市町村長の意見の聴取（第5条、第11条第2項、愛媛県の海を管理する条例施行規則第5条） (3) 海域の占用及び土石の採取の許可の取消し等（第8条） (4) 原状回復義務の免除承認（第9条ただし書） (5) 海域の占用に関する届出の受理（附則第4項）			
---	--	--	--

別表第2 林業課の表1の部1の項決裁区分の欄、同表2の部1の項同欄及び同表3の部1の項同欄中「」を「」に改め、同表5の部4の項事項の欄中「、第18条第1項、第2項、第18条の2第1項、第18条の3第1項、第3項、第18条の4第1項、第3項、第5項、第6項」を削り、同項決裁区分の欄中「」を「」に改め、同部5の項事項の欄中「、第18条第2項、第18条の3第3項、第18条の4第5項、第6項」を削り、同部6の項同欄中「、第18条第2項、第18条の3第3項、第4項、第18条の4第5項、第6項」を削り、同項決裁区分の欄中「」を「」に改め、同部7の項事項の欄中「、第18条第2項、第18条の3第3項、第18条の4第5項、第6項」を削り、同表7の部1の項(2)同欄中「設計金額が」の下に「2,000万円以上」を加え、同項中(2)の次に次のように加える。

(3) 1件の設計金額が2,000万円未満のもの			
--------------------------	--	--	--

別表第2 林業課の表7の部2の項(2)事項の欄中「設計金額が」の下に「2,000万円以上」を加え、同項中(2)の次に次のように加える。

(3) 1件の設計金額が2,000万円未満のもの			
--------------------------	--	--	--

別表第2 林業課の表7の部3の項決裁区分の欄中「」を「」に改め、同部4の項(1)事項の欄中「支払金額が」の下に「1,500万円以上」を加え、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 1件の支払金額が1,500万円未満の工 事の既成部分検査			
-------------------------------------	--	--	--

別表第2 林業課の表7の部5の項決裁区分の欄中「」を削り、同項に次のように加える。

(1) 1件の設計金額が300万円以上のもの			
(2) 1件の設計金額が300万円未満のもの			

別表第2 林業課の表7の部6の項(1)決裁区分の欄及び同表8の部1の項(1)同欄中「」を「」に改め、同表9の部1の項(2)事項の欄中「設計金額が」の下に「300万円以上」を加え、同項中(2)の次に次のように加える。

(3) 1件の設計金額が300万円未満のもの			
------------------------	--	--	--

別表第2 林業課の表9の部2の項決裁区分の欄、同表11の部1の項同欄、同部4の項同欄、同部7の項同欄、同部8の項同欄、同部9の項同欄、同部10の項同欄、同表12の部1の項同欄、同部4の項(1)同欄及び同部5の項同欄中「」を「」に改め、同部中7の項を削り、8の項を7の項とする。

別表第2 水産課の表8の部1の項事項の欄中「第3条の2」を「第4条」に改め、同部6の項を同部8の項とし、同部5の項同欄中「第18条」を「第21条」に改め、同項を同部7の項とし、同部4の項同欄中「(法第16条)」を削り、同項を同部5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 登録票の返納の受付(第20条)			
-------------------	--	--	--

別表第2 水産課の表8の部3の項事項の欄中「第11条の2」を「第13条」に改め、同項を同部4の項とし、同部2の項同欄中「第9条、第14条」を「第10条、第12条、第17条」に改め、同項を同部3の項とし、同部1の項の次に次のように加える。

2 工事完成後の認定(第8条)			
-----------------	--	--	--

別表第2 水産課の表9の部事務の種類欄中「測度及び」を削り、同部1の項を削り、同部2の項事項の欄中「政令」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令(以下この部において「旧船籍令」という。)」に改め、同項を同部1の項とし、同部3の項同欄中「政令」を「旧船籍令」に改め、同項を同部2の項とし、同部4の項同欄中「政令」を「旧船籍令」に改め、同項を同部3の項とし、同部5の項同欄中「政令」を「旧船籍令」に改め、同項を同部4の項とし、同部6の項同欄中「政令」を「旧船籍令」に改め、同項を同部5の項とし、同部7の項を削り、同表中14の部を15の部とし、13の部を14の部とし、同表12の部3の項同欄中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、「及び第44条」を削り、同部を同表13の部とし、同表11の部を同表12の部とし、同表10の部事務の種類欄中「漁港修築」を「漁港漁場整備」に改め、同部1の項事項の欄中「漁港修築計画及び漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業計画及び特定漁港漁場整備事業」に改め、同部2の項同欄中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改め、同部3の項同欄中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同部を同表11の部とし、同表9の部の次に次のように加える。

10 小型漁船の測度に関する事務	1 小型漁船の総トン数の測度(小型漁船の総トン数の測度に関する政令第1条)			
------------------	---------------------------------------	--	--	--

別表第2 管理課の表7の部中14の項を15の項とし、10の項から13の項までを1ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える。

10 監督処分(第71条第1項から第3項まで)			
-------------------------	--	--	--

別表第2 建築指導課の表1の部1の項事項の欄中「第4条」の下に「、第23条の16」を加え、同部2の項同欄中「第6条」の下に「、第23条の16」を加え、同部4の項同欄中「第8条」の下に「、第23条の16」を加え、同部6の項同欄中「第21条の3第3項」の下に「、第23条の16」を加え、同部7の項同欄中「第21条の3第3項」の下に「、第23条の16」を加え、同部8の項同欄中「第15条第2項」の下に「、第23条の16」を加え、同部9の項同欄中「第17条第4項」の下に「、第23条の16」を加え、同部10の項同欄中「第17条第5項」の下に「、第23条の16」を加え、同部11の項同欄中「第17条第6項」の下に「、第23条の16」を加え、同部12の項同欄中「第18条」の下に「、第23条の16」を加え、同部15の項同欄中「第22条」の下に「、第23条の16」を加え、同部中16の項を18の項とし、15の項の次に次のように加える。

16 入居者の選定(第23条の13)			
17 家賃の減額(第23条の15第1項)			

別表第2 建築指導課の表2の部1の項事項の欄中「第3条」の下に「、第12条の5」を加え、同部2の項同欄中「第6条」の下に「、第12条の5」を加え、同部3の項同欄中「第9条」の下に「、第12条の5」を加え、同部4の項同欄中「第10条」の下に「、第12条の5」を加え、同部5の項同欄中「第11条」の下に「、第12条の5」を加え、同部6の項同欄中「第12条」の下に「、第12条の5」を加える。

別表第2 備考1及び2を次のように改める。

- 1 松山地方局においては、税務課の表1の部から4の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは、「税務管理課」とし、同表5の部及び6の部に掲げる事務については、同欄中「税務課」とあるのは、「課税課」として、同表の規定を適用する。この場合において、同表5の部の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「税務管理課長」とする。
- 2 久万福祉課、大洲福祉課又は宇和福祉課においては、御荘福祉課の表1の部から24の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「御荘福祉課」とあるのは、それぞれ「久万福祉課」、「大洲福祉課」又は「宇和福祉課」として、同表の規定を適用する。

別表第2 備考中4を7とし、3の次に次のように加える。

- 4 伊予三島土地改良課、丹原土地改良課、久万土地改良課、大洲土地改良課、宇和土地改良課又は御荘土地改良課においては、土地改良課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「土地改良課」とあるのは、それぞれ「伊予三島土地改良課」、「丹原土地改良課」、「久万土地改良課」、「大洲土地改良課」、「宇和土地改良課」又は「御荘土地改良課」として、同表の規定を適用する。
- 5 伊予三島林業課、丹原林業課、久万林業課、大洲林業課、宇和林業課又は御荘林業課においては、林業課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「林業課」とあるのは、それぞれ「伊予三島林業課」、「丹原林業課」、「久万林業課」、「大洲林業課」、「宇和林業課」又は「御荘林業課」として、同表の規定を適用する。
- 6 御荘水産課においては、水産課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「水産課」とあるのは、「御荘水産課」として、同表の規定を適用する。

別表第3を次のように改める。

**別表第3(第4条関係)**

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分	
		所長	専決者 課長
1 公文書に関する事務	1 重要な通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関する事。		
	2 軽易な通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関する事。		
	3 ファイル管理表及びファイル管理総括表の作成(文書管理規程第49条第1項から第3項まで)		
	4 完結文書の引継ぎ(文書管理規程第57条)		
2 公文書の公開に関する事務	1 公文書の公開の請求等に対する決定(愛媛県情報公開条例(以下この部において「条例」という。)第10条、第14条第3項、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱(以下この部において「要綱		

	」という。)第9条第1項、第3項、第4項)		
	2 公文書の公開の請求等に対する決定に係る期間の延長等(条例第11条第2項、第12条、要綱第9条第2項)		
	3 公文書の公開の請求に係る事案の移送(条例第13条第1項)		
	4 公文書の公開の請求等に対する決定に係る第三者の意見の聴取(条例第14条第1項、第2項、要綱第9条第4項)		
3 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消(第7条第2項、第4項)		
	2 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定(第20条、第23条第2項、第30条、第35条)		
	3 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る期間の延長等(第21条第2項、第22条、第31条第2項、第32条、第35条)		
	4 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取(第23条第1項)		
	5 個人情報の取扱いの是正の申出の処理(第40条第3項)		
4 職員の身分及び服務に関する事務	1 所属職員の出張、休暇、育児休業等、私事旅行、職務専念義務の免除その他服務に関すること(職員の海外出張並びに所長の県外出張及び県外私事旅行を除く。)		
	(1) 役付職員に係るもの		
	(2) (1)以外のもの		
	2 所属職員の通勤手当及び住居手当の決定		
5 事務の分担に関する事務	1 所属職員の事務の分担に関すること。		
6 超過勤務命令に関する事務	1 所属職員の超過勤務命令に関すること。		
7 収入又は支出を伴う事務	1 次に掲げる事件の決定に関すること(工事並びに用地の取得及び補償(漁業補償を含む。)を除く。)		
	(1) 1件30万円以上 100万円未満の支出を伴う事件		
	(2) 1件30万円未満の支出を伴う事件		

備考 1 土木事務所長の権限に属する事務に係るこの表1の部3の項及び4の項並びに4の部1の項<sup>(2)</sup>の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、西条地方局伊予三島土木事務所、八幡浜地方局大洲土木事務所及び同地方局宇和土木事務所にあつては「事業管理課長」と、その他の土木事務所にあつては「用地管理課長」とする。

2 ダム管理事務所長の権限に関する事務に係るこの表7の部1の項の適用については、同表事項の欄中「補償(漁業補償を含む。)」とあるのは、「補償」とする。

別表第4を削る。

別表第5用地管理課の表中44の部を45の部とし、38の部から43の部までを1ずつ繰り下げ、同表37の部1の項事項の欄中「第3条」の下に「、第12条の5」を加え、同部2の項同欄中「第6条」の下に「、第12条の5」を加え、同部3の項同欄中「第9条」の下に「、第12条の5」を加え、同部4の項同欄中「第10条」の下に「、第12条の5」を加え、同部5の項同欄中「第11条」の下に「、第12条の5」を加え、同部6の項同欄中「第12条」の下に「、第12条の5」を加え、同部を同表

38の部とし、同表36の部2の項同欄中「第21条の3第3項」の下に「、第23条の16」を加え、同部3の項同欄中「第15条第2項」の下に「、第23条の16」を加え、同部4の項同欄中「第17条第4項」の下に「、第23条の16」を加え、同部5の項同欄中「第18条」の下に「、第23条の16」を加え、同部8の項同欄中「第22条」の下に「、第23条の16」を加え、同部9の項同欄中「第24条」を「第25条」に改め、同部を同表37の部とし、同表中12の部から35の部までを1ずつ繰り下げ、同表11の部中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項の次に次のように加え、同部を同表12の部とする。

10 監督処分（第71条第1項から第3項まで）		
-------------------------	--	--

別表第5用地管理課の表中10の部を11の部とし、3の部から9の部までを1ずつ繰り下げ、2の部の次に次のように加える。

3 通送車の運行及び通送車に乗車し、通送の業務に従事する職員（以下この部において「通送員」という。）の管理に関する事務（西条地方局伊予三島土木事務所に限る。）	1 通送車の運行及び通送員の管理に関すること。		
---	-------------------------	--	--

別表第5備考1中「8の部」を「9の部」に、「11の部から43の部」を「12の部から45の部」に、「9の部及び10の部」を「10の部及び11の部」に改め、同表を別表第4とし、別表第6を別表第5とする。

別表第7を削り、別表第8を別表第6とする。

**第2条** 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第2管理課の表3の部中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 分別解体等に関すること。			
(1) 対象建設工事の届出及び変更の届出の受理（第10条第1項、第2項）			
(2) 分別解体等の計画の変更等の命令（第10条第3項）			
(3) 分別解体等の実施に関する助言又は勧告（第14条）			
(4) 分別解体等の方法の変更等の命令（第15条）			

別表第2管理課の表3の部中3の項の次に次のように加える。

4 対象建設工事の発注者等に対する報告の徴収に関すること（第42条第1項）。			
5 対象建設工事の現場等の立入検査に関すること（特定建設資材に係る分別解体等に関するものに限る。）（第43条第1項）。			

別表第4用地管理課の表6の部中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 分別解体等に関すること。		
(1) 対象建設工事の届出及び変更の届出の受理（第10条第1項、第2項）		
(2) 分別解体等の計画の変更等の命令（第10条第3項）		
(3) 分別解体等の実施に関する助言又は勧告（第14条）		

(4) 分別解体等の方法の変更等の命令(第15条)		
---------------------------	--	--

別表第4 用地管理課の表6の部中3の項の次に次のように加える。

4 対象建設工事の発注者等に対する報告の徴収に関すること(第42条第1項)。		
5 対象建設工事の現場等の立入検査に関すること(特定建設資材に係る分別解体等に関するものに限る。)(第43条第1項)。		

**附 則**

この訓令中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成14年5月30日から施行する。

**○愛媛県訓令第9号**

保 健 福 祉 部  
地 方 局  
保 健 所  
食肉衛生検査センター

愛媛県食肉衛生検査センター処務規程を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県食肉衛生検査センター処務規程**

(趣旨)

**第1条** この訓令は、食肉衛生検査センター(以下「センター」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

**第2条** 所長は、知事の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、所長の命を受け、課の事務を掌理する。

3 支所長は、所長の命を受け、支所の事務を掌理し、支所職員を指揮監督する。

4 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。

5 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

6 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

7 主査は、上司の命を受け、事務を処理するとともに、係長を補佐する。

8 主事、技師及びその他の職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

(事務の委任)

**第3条** 所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) と畜場法(昭和28年法律第114号)第9条第1項第1号の規定による届出を受理し、証明書の交付を行い、及び公衆衛生上必要な指示を行うこと。
- (2) と畜場法第9条第3項の規定によると畜場以外の場所において、獣畜をと殺し、又は解体する者に対し、必要な指示を行うこと。
- (3) と畜場法第10条の規定による検査を行うこと。
- (4) と畜場法第10条第4項の規定による特に検査を要しないかどうかの認定を行うこと。

- (5) と畜場法第12条の規定による公衆衛生上必要な限度において同条各号の措置をとること。
- (6) と畜場法第13条の規定による報告を徴し、又は立入検査をさせること。
- (7) と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第3条第2号の規定による獣畜のと殺の許可をすること。
- (8) と畜場法施行細則(昭和29年愛媛県規則第13号)第6条第1号の規定によると畜場入場証を下付すること。
- (9) と畜場法施行細則第7条第1号の規定によると畜従事証を下付すること。
- (10) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第3条の規定により、事業の許可(同法第16条第2項に規定する認定小規模食鳥処理業者(以下「認定小規模食鳥処理業者」という。)に係るものを除く。)をすること。
- (11) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定により、食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)をすること。
- (12) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項の規定による変更の届出(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)を受理すること。
- (13) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定による食鳥処理業者の地位の承継の届出(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)を受理すること。
- (14) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第8条又は第9条の規定により、許可を取り消し、若しくは事業の停止を命じ、又は食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくは使用を禁止すること(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。))。
- (15) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第4項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置又は変更の届出(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)を受理すること。
- (16) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第13条の規定により、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。))。
- (17) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第14条の規定による食鳥処理場の休廃止等の届出(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)を受理すること。

- (18) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定による検査を行うこと。
- (19) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第20条の規定により、公衆衛生上必要な措置を採ること（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）。
- (20) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第1項の規定により、報告の徴収をすること（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）。
- (21) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第38条第1項の規定により、職員に立入検査、質問又は収去をさせること（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）。
- (22) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年愛媛県規則第1号）第4条の規定により、許可証等を再交付すること（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）。
- (23) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第17条の規定により、必要な報告を求め、又は当該吏員に関係場所を臨検させ、若しくは関係物件を検査し、又は収去させること（と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。）並びにこれらの附属施設に係るものに限る。）。
- (24) 食品衛生法第22条の規定により、必要な処置をとることを命ずること（と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。）並びにこれらの附属施設に係るものに限る。）。

（専決事項）

**第4条** 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるもののうち、第2号及び第4号に掲げる事項にあってはあらかじめ知事の、その他の事項にあってはあらかじめ八幡浜地方局長の承認を受けなければならない。

- (1) センターの業務に関し職名又はセンター名で文書を施行すること。
- (2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。
- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。
- (5) 所属職員の出張（所長の県外出張を除く。）に関すること。
- (6) 所属職員の休暇、育児休業等、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）、職務専念義務の免除その他服務に関すること。
- (7) 所属職員の事務分掌に関すること。
- (8) 1件 100万円未満の支出を伴う事件（工事を除く。）の決定に関すること。
- (9) 次の会計事務に関すること。
  - ア 100万円未満の税外収入の徴収

- イ 決裁を経た1件 500万円未満の事件（工事及びウに掲げるものを除く。）に係る支出負担行為
- ウ 報酬、賃金及び期末手当に係る支出負担行為
- エ 決裁を経た1件 500万円未満の事件の経費（工事費及びオに掲げるものを除く。）に係る支出命令
- オ 報酬、賃金及び期末手当に係る支出命令
- カ 歳入歳出外現金、有価証券及び物品の出納通知
- キ 物品の管理及び処分に関する事務

- (10) その他軽易又は常例に属する事務の執行に関すること。
- 2 支所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
  - (1) 文書の往復に関すること。
  - (2) 支所職員の出張（支所長の県外出張を除く。）に関すること。
  - (3) 支所職員の休暇、育児休業等、私事旅行（支所長の県外私事旅行を除く。）、職務専念義務の免除その他服務に関すること。
  - (4) その他軽易又は常例に属する支所の事務に関すること。

（代決）

**第5条** 所長が不在のときは、課長が代決する。

2 支所長が不在のときは、係長が代決する。

3 前2項の規定により代決した事務で重要なものは、後関を受けなければならない。

（細則）

**第6条** この訓令に定めるもののほか、センターの処務に関し必要な事項は、所長が八幡浜地方局長の承認を得て定める。

（他の規程の準用）

**第7条** この訓令及び前条の規定により定められたもののほか、センターの処務については、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令**

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

**第1条** 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表保健企画課の項第14号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、同項第17号中「有毒物質」を「有害物質」に改め、同表健康増進課の項第19号を削り、同表生活衛生課の項第4号を削り、同項第5号中「こと」の下に「（認定小規模食鳥処理業者

に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同項第11号中「保護」を「愛護」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項の表保健課の項第13号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、同項第16号中「有毒物質」を「有害物質」に改め、同項中第39号を削り、第40号を第39号とし、同表衛生環境課の項第4号を削り、同項第5号中「こと」の下に「（認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同項第11号中「保護」を「愛護」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条中第9号を第11号とし、第3号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正）

**第2条** 愛媛県立衛生環境研究所処務規程（昭和28年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び分室」を削り、同条の表環境研究課の部環境調査室の項ダイオキシン分析科の目を削り、同部東予分室の項を次のように改める。

環境科学室

資源環境科

- (1) 資源リサイクルに係る試験研究に関すること。
- (2) 廃棄物処理に係る監視、調査及び試験研究に関すること。
- (3) 廃棄物の処理及び再利用に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (4) 環境科学に係る調査研究の総括に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

環境化学科

- (1) ダイオキシン類の監視、調査、測定及び検査に関すること。
- (2) ダイオキシン類に係る試験研究に関すること。
- (3) 有害化学物質（ダイオキシン類を除く。）に係る調査研究に関すること。

生物環境科

- (1) 生物多様性の保全に係る調査研究に関すること。
- (2) 微生物を活用した環境保全に係る試験研究に

関すること。

- (3) 化学物質の生物に対する影響に係る調査研究に関すること。

第3条第6項中「及び分室長」、「それぞれ」及び「及び分室」を削り、同条中第12項を第13項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 専門研究員は、上司の命を受け、多岐にわたる分野における技術的専門的な試験、研究及び調査の業務を掌理する。

第4条第2項中「又は分室長」を削る。

第5条第1項中「第7号及び第8号」を「第5号、第9号及び第10号」に改め、同項中第9号を第11号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加え、同条第2項を削る。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（と畜場法施行手続の一部改正）

**第3条** と畜場法施行手続（昭和29年愛媛県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保健所長は」を「愛媛県食肉衛生検査センター所長は、」に、「外」を「ほか、」に、「と畜場法」を「、と畜場法」に改める。

第13条中「と畜場法施行規則」を「、と畜場法施行規則」に、「第7条」を「第8条」に改める。

（保健所長に対する事務委任規程の一部改正）

**第4条** 保健所長に対する事務委任規程（昭和30年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則第19号の16を次のように改める。

19の16 温泉法（昭和23年法律第125号）第24条第1項、第30条第1項及び第31条第1項の規定により、報告を求め、又はその職員に立入検査をさせ、若しくは質問させること。

本則第19号の17中「第17条」を「第20条」に改め、本則中第31号の3を削り、第31号の4を第31号の3とし、第31号の5を第31号の4とし、第37号の次に次の1号を加える。

37の2 水道法の一部を改正する法律（平成13年法律第100号）附則第2条第1項の規定による新規専用水道の届出を受理すること。

本則第39号中「こと」の下に「（と畜場及び食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第16条第2項に規定する認定小規模食鳥処理業者（以下「認定小規模食鳥処理業者」という。）に係るものを除く。）並びにこれらの附属施設に係るものを除く。）」を加え、本則第39号の2中「こと」の下に「（同法第22条の規定による処置命令にあつては、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）並びにこれらの附属施設に係るものを除く。）」を加え

、本則第42号から第50号までを削り、本則第50号の2中「(平成2年法律第70号)」を削り、「許可」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第42号とし、本則第50号の3中「許可」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第43号とし、本則第50号の4中「届出」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第44号とし、本則第50号の5中「届出」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第45号とし、本則第50号の6中「こと」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第46号とし、本則第50号の7中「届出」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第47号とし、本則第50号の8中「こと」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第48号とし、本則第50号の9中「届出」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第49号とし、本則第50号の10を削り、第50号の11を第50号とし、第50号の12から第50号の17までを10号ずつ繰り上げ、本則第50号の18中「こと」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第50号の8とし、本則第50号の19中「こと」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第50号の9とし、本則第50号の20中「こと」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第50号の10とし、本則第50号の21中「こと」の下に「(認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)」を加え、同号を本則第50号の11とする。

(愛媛県研修所規程の一部改正)

**第5条** 愛媛県研修所規程(昭和30年愛媛県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「係の」を「課の」に改め、同条の表庶務係の項中「庶務係」を「総務課」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) その他他の主管に属しないこと。

第2条の表教務係の項中「教務係」を「研修企画課」に改め、同項に次の4号を加える。

(6) 研修技法の開発等の調査研究に関すること。

(7) 職員の政策形成能力の向上に係る研修の企画に関すること。

(8) 職員の自主的研究活動の育成及び指導に関すること。

。

(9) その他研修に関すること。

第4条の3中「室長」を「課長」に、「担当業務に係る重要な事務を処理する」を「課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」に改める。

第4条の4中「、政策」を削る。

第6条中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改め、同条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取

扱いは是正に関すること(個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。)

(愛媛整肢療護園処務規程の一部改正)

**第6条** 愛媛整肢療護園処務規程(昭和31年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「総婦長」を「総看護長」に改め、同条第7項及び第9項中「婦長」を「看護長」に改める。

第4条中「第5号及び第6号」を「第4号、第7号及び第8号」に改め、同条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いは是正に関すること(個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。)

(愛媛県婦人相談所処務規程の一部改正)

**第7条** 愛媛県婦人相談所処務規程(昭和32年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第5号」を「、第4号及び第7号」に改め、同条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いは是正に関すること(個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。)

(愛媛県庁内統計調査事務調整規程の一部改正)

**第8条** 愛媛県庁内統計調査事務調整規程(昭和32年愛媛県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び高速道路課長」を削る。

(愛媛県計量検定所処務規程の一部改正)

**第9条** 愛媛県計量検定所処務規程(昭和33年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び第12号」を「、第12号及び第14号」に改め、同条中第13号を第15号とし、第12号の次に次の2号を加える。

(13) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(14) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いは是正に関すること(個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。)

(愛媛県県立高等技術専門校処務規程の一部改正)

**第10条** 愛媛県県立高等技術専門校処務規程(昭和33年愛媛県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改め、同条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県公印規程の一部改正）

**第11条** 愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「（室長及び高速道路課長を含む。）」を削る。

別表2知事印の部林業振興課の項管守場所の欄中「林業振興課」を「林業政策課」に改め、同部西条地方局の項中「1 狩猟免許状用」を「3 狩猟免許状用」に改め、同部西条地方局伊予三島出張所の項及び西条地方局丹原出張所の項を削り、同部松山地方局の項中「1 狩猟免許状用」を「2 狩猟免許状用」に改め、同部松山地方局久万出張所の項を削り、同部八幡浜地方局の項中「1 狩猟免許状用」を「3 狩猟免許状用」に改め、同部八幡浜地方局大洲出張所の項及び八幡浜地方局宇和出張所の項を削り、同部宇和島地

「1 漁船登録、小型船舶船籍票交付、指定漁方局の項中	1 漁業許可用
船調書確認用	「2 漁船登録、小型船舶船籍票交付、を」
指定漁船調書確認用	2 漁業許可用

に、「1 狩猟免許状用」を「2 狩

猟免許状用」に改め、同部宇和島地方局御荘出張所の項を削り、同部林業試験場の項同欄中「林業試験場」を「林業技術センター」に改め、同項専用区分の欄中「林業試験場研修室使用許可用」を「林業技術センター施設使用許可用」に改め、同部緑化センターの項を削る。

（愛媛県知的障害者更生相談所処務規程の一部改正）

**第12条** 愛媛県知的障害者更生相談所処務規程（昭和35年愛媛県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5号及び第6号」を「第4号、第7号及び第8号」に改め、同条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（水産試験場処務規程の一部改正）

**第13条** 水産試験場処務規程（昭和36年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12項を第13項とし、第4項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 中予水産試験場付は、場長の特命に係る事務を処理す

る。  
第3条中「及び第6号」を「、第4号及び第8号」に改め、同条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県児童相談所処務規程の一部改正）

**第14条** 愛媛県児童相談所処務規程（昭和36年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11項を第12項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 児童指導専門員は、上司の命を受け、多岐にわたる児童に関する相談業務を掌理する。

第4条中「及び第5号」を「、第4号及び第7号」に改め、同条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県工業技術センター処務規程の一部改正）

**第15条** 愛媛県工業技術センター処務規程（昭和36年愛媛県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改め、同条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県繊維産業試験場処務規程の一部改正）

**第16条** 愛媛県繊維産業試験場処務規程（昭和37年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改め、同条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県建設研究所処務規程の一部改正）

**第17条** 愛媛県建設研究所処務規程（昭和38年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第4号」の下に「及び第6号」を加え、同条に次の2号を加える。

- (5) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (6) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県立保育専門学校処務規程の一部改正）

**第18条** 愛媛県立保育専門学校処務規程（昭和39年愛媛県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び第5号」を「、第4号及び第7号」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県製紙試験場処務規程の一部改正）

**第19条** 愛媛県製紙試験場処務規程（昭和39年愛媛県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 専門研究員は、上司の命を受け、多岐にわたる分野における技術的専門的な試験、研究及び調査の業務を掌理する。

第4条中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改め、同条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県窯業試験場処務規程の一部改正）

**第20条** 愛媛県窯業試験場処務規程（昭和39年愛媛県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改め、同条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県大阪事務所処務規程の一部改正）

**第21条** 愛媛県大阪事務所処務規程（昭和39年愛媛県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第3号」の下に「及び第5号」を加え、同条

中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（官報報告規程の一部改正）

**第22条** 官報報告規程（昭和39年愛媛県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（道路都市局（道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課及び建築住宅課を除く。）を含む。以下同じ。）」を削る。

第6条第1項中「（高速道路課長を含む。）」を削る。

（愛媛県身体障害者更生相談所処務規程の一部改正）

**第23条** 愛媛県身体障害者更生相談所処務規程（昭和39年愛媛県訓令第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改め、同条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県立さつき寮処務規程の一部改正）

**第24条** 愛媛県立さつき寮処務規程（昭和39年愛媛県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改め、同条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県家畜保健衛生所処務規程の一部改正）

**第25条** 愛媛県家畜保健衛生所処務規程（昭和40年愛媛県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第10号を第12号とし、第4号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

第5条第2項中「第8号」を「第10号」に改める。

（愛媛県地方労働委員会事務局処務規程の一部改正）

**第26条** 愛媛県地方労働委員会事務局処務規程（昭和41年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の表調整課の項に次の1号を加える。

(11) 個別的労使紛争のあつせんに関すること。

第3条中第11号を第13号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(7) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県東京事務所処務規程の一部改正）

**第27条** 愛媛県東京事務所処務規程（昭和42年愛媛県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第3号」の下に「及び第5号」を加え、同項中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県立えひめ学園処務規程の一部改正）

**第28条** 愛媛県立えひめ学園処務規程（昭和45年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第2号」の下に「及び第4号」を加え、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県立歯科技術専門学校処務規程の一部改正）

**第29条** 愛媛県立歯科技術専門学校処務規程（昭和46年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2号」の下に「及び第4号」を加え、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県立農業大学校処務規程の一部改正）

**第30条** 愛媛県立農業大学校処務規程（昭和46年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び第6号」を「、第5号及び第8号」に改め、同項中第8号を第10号とし、第4号から第7号

までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県病害虫防除所処務規程の一部改正）

**第31条** 愛媛県病害虫防除所処務規程（昭和46年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5号及び第6号」を「第4号、第7号及び第8号」に改め、同項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県生活センター処務規程の一部改正）

**第32条** 愛媛県生活センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改め、同条中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県精神保健福祉センター処務規程の一部改正）

**第33条** 愛媛県精神保健福祉センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「担当係長」を「係長」に、「担当事務」を「係の事務」に改める。

第3条中「第2号」の下に「及び第4号」を加え、同条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県農業試験場処務規程の一部改正）

**第34条** 愛媛県農業試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第6号及び第7号」を「第4号、第8号及び第9号」に改め、同条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を

加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県立果樹試験場処務規程の一部改正）

**第35条** 愛媛県立果樹試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第6号及び第7号」を「第4号、第8号及び第9号」に改め、同項中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県畜産試験場処務規程の一部改正）

**第36条** 愛媛県畜産試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第6号及び第7号」を「第4号、第8号及び第9号」に改め、同条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県養鶏試験場処務規程の一部改正）

**第37条** 愛媛県養鶏試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第6号及び第7号」を「第4号、第8号及び第9号」に改め、同条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県林業試験場処務規程の一部改正）

**第38条** 愛媛県林業試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 愛媛県林業技術センター処務規程

第1条中「愛媛県林業試験場（以下「試験場」を「愛媛県林業技術センター（以下「センター」に改める。

第2条中「試験場」を「センター」に改め、同条の表総務課の項第8号中「場中」を「センター内の」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同項の次に次のように加える。

研修課

- (1) 林業、森林及び緑化に関する研修の実施に関すること。
- (2) 緑化に関する展示に関すること。
- (3) 緑化木展示流通施設の提供に関すること。
- (4) 林業、森林及び緑化に関する知識の普及及び指導に関すること。
- (5) 林業、森林及び緑化に関する相談に関すること。

第2条の表研究指導室の項第7号中「林業」の下に「及び森林」を加え、同項第8号中「林業」の下に「、森林及び緑化」を加え、同項第9号中「林業技術の指導」を「林業、森林及び緑化」に改める。

第3条第1項中「場長」を「所長」に、「場務」を「センターの業務」に改め、同条第2項及び第3項中「場長」を「所長」に改め、同条第10項中「場務」を「センターの業務」に改め、同条第11項中「場長又は分場長」を「所長」に、「、場長」を「、所長」に改める。

第4条中「場長の専決処理」を「所長の専決処理」に、「及び第6号から第11号」を「、第4号及び第8号から第13号」に改め、同条第1号中「場務」を「センターの業務」に、「場名」を「センター名」に改め、同条第12号を第14号とし、同条第11号中「及び展示研修施設」を「、展示研修施設及び緑化センター」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号中「及び展示研修施設」を「、展示研修施設及び緑化センター」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「及び研修室」を「、研修室及び緑化木展示流通施設」に改め、同号を同条第11号とし、同条第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条第4号中「場長」を「所長」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「場長」を「所長」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

第5条第1項中「場長」を「所長」に改め、同条第2項中「場長は、研修」を「所長は、研修、知識の普及及び指導」に、「4月」を「5月」に、「年度研修実績」を「年度業務実績」に改める。

第6条中「場長」を「所長」に改める。

第7条中「試験場」を「センター」に改める。

（愛媛県健康増進センター処務規程の一部改正）

**第39条** 愛媛県健康増進センター処務規程（昭和50年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第2号」の下に「及び第4号」を加え、同条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県女性職業センター処務規程の一部改正）

**第40条** 愛媛県女性職業センター処務規程（昭和52年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

第4条中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改める。

（愛媛県地域農業改良普及センター処務規程の一部改正）

**第41条** 愛媛県地域農業改良普及センター処務規程（昭和53年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

第4条第1項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（栽培漁業センター処務規程の一部改正）

**第42条** 栽培漁業センター処務規程（昭和55年愛媛県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県魚病指導センター処務規程の一部改正）

**第43条** 愛媛県魚病指導センター処務規程（昭和56年愛媛県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人

情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

（愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正）

**第44条** 愛媛県地方局男女共同参画推進班規程（昭和59年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表9の項中「西条地方局」の下に「及び八幡浜地方局」を加え、同表11の項中「生活改善係長」を「女性・高齢者係長」に改め、同表12の項及び13の項を次のように改める。

12 地域農業改良普及センター地域振興課農村・担い手係長（西条地方局、松山地方局及び宇和島地方局に限る。）

13 今治中央地域農業改良普及センター伯方支所総合普及課農村・担い手係長（今治地方局に限る。）

別表17の項を同表21の項とし、同表16の項中「所長」の下に「（松山地方局に限る。）」を加え、同項を同表20の項とし、同表15の項を同表19の項とし、同表14の項中「指導係長」の下に「（松山地方局に限る。）」を加え、同項を同表18の項とし、同表13の項の次に次のように加える。

14 松山地方局総務福祉部久万福祉課地域福祉係長（松山地方局に限る。）

15 八幡浜地方局総務福祉部大洲福祉課地域福祉係長（八幡浜地方局に限る。）

16 八幡浜地方局総務福祉部宇和福祉課地域福祉係長（八幡浜地方局に限る。）

17 宇和島地方局総務福祉部御荘福祉課地域福祉係長（宇和島地方局に限る。）

（愛媛県立医療技術短期大学処務規程の一部改正）

**第45条** 愛媛県立医療技術短期大学処務規程（昭和63年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

第6条中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

別表第1中5の部を6の部とし、4の部を5の部とし、3の部を4の部とし、2の部の次に次のように加える。

3 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消（第7条第2項、第4項）		
	2 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定（第20条、第23条第2項、第30条、第35条）		
	3 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る期間の延長等（第21条第2項、第22条、第31条第2項、第32条、		

第35条)			
4 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取(第23条第1項)			
5 口頭により開示請求ができる個人情報の決定(第25条第1項)			
6 個人情報の取扱いの是正の申出の処理(第40条第3項)			

(愛媛県リゾート班規程の一部改正)

**第46条** 愛媛県リゾート班規程(平成2年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ふるさと整備課しまなみ海道振興監」を「ふるさと整備課長補佐(しまなみ海道振興担当)」に改める。

(愛媛県廃棄物対策班規程の一部改正)

**第47条** 愛媛県廃棄物対策班規程(平成3年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表24の項を次のように改める。

24 林業技術センター所長

(愛媛県花き総合指導センター処務規程の一部改正)

**第48条** 愛媛県花き総合指導センター処務規程(平成4年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第6号から第9号」を「、第4号及び第8号から第11号」に改め、同条中第10号を第12号とし、第3号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること(個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。)

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

**第49条** 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「情報公開制度」の下に「及び個人情報保護制度」を加え、「及び地方局出張所」を「並びに伊予三島庁舎、丹原庁舎、久万庁舎、伊予予庁舎、大洲庁舎、宇和庁舎及び御荘庁舎(以下「出先庁舎」という。)の地方局長が定める課所」に改め、「情報公開窓口」の下に「及び個人情報保護窓口」を加える。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条中「地方局総務福祉部総務調整課に設置する地方局県民情報室にあっては局内各課(出納室を含む。)、地方局の出先機関(出張所管内の地方局の出先機関を除く。)及び管内の地方機関(出張所管内の地方機関を除く。)、地方局出張所に設置する地方局県民情報室にあっては所内各課並びに管内の地方局の出先機関及び地方機関における」を削り、同条第1号及び第2号中「情報公開制度」の下に「及び個人情報保護制度」を加え、同条第3号中「公開」の下に「及び個人情報の開示等

」を加え、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(所管区域)

**第2条** 地方局県民情報室の所管区域は、別表第1のとおりとする。

別表中「第4条」を「第5条」に改め、同表2の項を次のように改め、同表を別表第2とする。

2 出先庁舎の地方局長が定める課所に設置する地方局県民情報室

室長	地方局長が定める課所の長の職にある者
室員	地方局長が定める課所の長の職にある者が指定した職員

別表第2の前に次の1表を加える。

**別表第1**(第2条関係)

名 称	所 管 区 域
伊予三島庁舎地方局県民情報室	川之江市、伊予三島市及び宇摩郡
西条地方局県民情報室	西条市及び新居浜市
丹原庁舎地方局県民情報室	東予市及び周桑郡
今治地方局県民情報室	今治市及び越智郡
松山地方局県民情報室	松山市、北条市及び温泉郡
久万庁舎地方局県民情報室	上浮穴郡
伊予予庁舎地方局県民情報室	伊予市及び伊予郡
大洲庁舎地方局県民情報室	大洲市及び喜多郡
八幡浜地方局県民情報室	八幡浜市及び西宇和郡
宇和庁舎地方局県民情報室	東宇和郡
宇和島地方局県民情報室	宇和島市及び北宇和郡
御荘庁舎地方局県民情報室	南宇和郡

(愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正)

**第50条** 愛媛県農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表13の項中「企画調査係長」を「計画係長」に改め、同表24の項中「農産物加工係長」を「流通加工係長」に改め、同表中25の項を削り、26の項を25の項とし、27の項から30の項までを1ずつ繰り上げ、同表31の項中「農林水産部林業振興課」を「農林水産部林業政策課」に改め、同項を同表30の項とし、同項の次に次のように加える。

31 農林水産部林業政策課森林計画係長

別表32の項中「農林水産部林業振興課」を「農林水産部林業政策課」に改め、同表33の項及び34の項を削る。

(愛媛県地方局農業総合対策推進班規程の一部改正)

**第51条** 愛媛県地方局農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表3の項中「第二土地改良課長」の下に「(西条地方局、松山地方局、八幡浜地方局及び宇和島地方局にあっては、それぞれ伊予三島土地改良課長及び丹原土地改良課長、久万土地改良課長、大洲土地改良課長及び宇和土地改良課長並びに御荘土地改良課長を含む。)」を加え、同表4の項中「林業課長」の下に「(西条地方局、松山地方局、八幡浜地方局及び宇和島地方局にあっては、それぞれ伊予三島林業課長及び丹原林業課長、久万林業課長、大洲林業課長及び宇和島林業課長並びに御荘林業課長を含む。)」

を加え、同表中8の項及び9の項を削り、10の項を8の項とする。

(愛媛県政策・予算班規程の一部改正)

**第52条** 愛媛県政策・予算班規程(平成7年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中「(土木部にあっては、高速道路課長を含む。)」を削る。

(愛媛県林業専門技術班規程の一部改正)

**第53条** 愛媛県林業専門技術班規程(平成7年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「林業振興課」を「林業政策課」に改める。

第4条第1項中「農林水産部林業振興課」を「農林水産部林業政策課」に改める。

(愛媛県立伊予三島看護専門学校処務規程の一部改正)

**第54条** 愛媛県立伊予三島看護専門学校処務規程(平成9年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表教務課の項第1号中「看護婦及び看護師」を「看護師」に改める。

第4条中「第6号及び第7号」を「第4号、第8号及び第9号」に改め、同条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること(個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。)

(愛媛県総合林政計画推進班規程の一部改正)

**第55条** 愛媛県総合林政計画推進班規程(平成13年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「林業振興課長」を「林業政策課長」に改める。

第6条中「林業振興課」を「林業政策課」に改める。

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

**第56条** 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「市町村課」の下に「合併推進室」を加え、同条第2項中「市町村課長」を「市町村課合併推進室長」に改める。

別表2中17の項を18の項とし、5の項から16の項までを1ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5 総務部市町村課合併推進室長

(愛媛県緑化センター処務規程の廃止)

**第57条** 愛媛県緑化センター処務規程(昭和52年愛媛県訓令第22号)は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

## 教育委員会規則

### ○愛媛県教育委員会規則第12号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

### 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表生涯学習課の項係の欄中「家庭教育係」を「家庭教育係 全国生涯学習フェスティバル係」に改める。

第3条の表教育総務課の項中第26号を第27号とし、第11号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 教育行政に関する相談に関すること(他の主管に属するものを除く。)

第3条の表生涯学習課の項中第17号を第18号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第16回全国生涯学習フェスティバルの開催に関すること。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会規則

### ○愛媛県人事委員会規則6 - 161

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

### 職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 - 5)の一部を次のように改正する。

別表第1行政職群級別職務区分表3級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「高度の知識又は経験を必要とする

「高度の知識又は経験を必要と

業務を行う主事又は技師」を 主任主事

主任技師

する業務を行う主事又は技師

に改める。

」

別表第5医療職群(□)級別職務区分表2級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「高度の知識又は経験を必要とする

業務を行う技師」を 「高度の知識又は経験を必要とする業  
主任技師

務を行う技師に改める。  
 別表第6 医療職群(三)級別職務区分表1級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「定型的な業務を行う技師」を「定型的な業務を行う技師主任技師」に改め、同表4級の項同欄中「看護婦長」を「看護長」に改める。

別表第7第1号(3)を次のように改める。  
 (3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 958

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県人事委員会  
 委員長 稲瀬道和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 1)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表及び同条第2項の表中「林業試験場」を「林業技術センター」に改める。

第28条第2項中「看護婦、看護師、准看護婦又は准看護師」を「看護師又は准看護師」に改める。

第32条第1項中「(地方局出張所土地改良課を含む。)」及び「及び中山川ダム建設事務所」を削る。

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

別表第6 1級の項標準的な職務の欄中「准看護婦又は准看護師」を「准看護師」に改め、同表2級の項同欄中「保健婦若しくは保健士、助産婦、看護婦若しくは看護師」を「保健師、助産師、看護師」に、「准看護婦若しくは准看護師」を「准看護師」に改め、同表4級の項同欄中「婦長」を「看護長」に改め、同表5級の項同欄中「総婦長」を「総看護長」に改める。

別表第8 1級の項標準的な職務の欄中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

別表第10 1 行政職給料表級別職務区分表7級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中

「市町村振興・合併推進班長」を「道路都市局高速道路課長補佐」に改め、同表2級の項同欄中「滞納処分専門員」を「主席改良指導員」に改め、同表4級の項同欄中「技術企画専門員」を「地方局ダム管理事務

進班長

所長(八幡浜地方局鹿野川ダム管理事務所長を除く。))に、「生活センター所長」を「生活センター所長 児童指導専門員」に改め、「衛生環境研究所環境研究課東予分室長」及び「緑化センター所長」を削り、同表8級の部知事の事務部局の項同欄中「しまなみ海道振興監(8級)」及び「新事業支援監(8級)」を削り、「道路都市局高速道路課長」を「主席 地方局総務福祉部税務管理課長 工事検査専門員」に、地方局総務福祉部地域福祉課長 地方局保健部保健企画課長

地方局総務福祉部税務課長 地方局総務福祉部地域福祉課長 を 松山地方局総務福祉部税務管理課長 に、「地方局建 地方局保健部保健企画課長 松山地方局保健部環境保全課長」 設部主席工事検査専門員」を「地方局建設部用地課長」に 「西条地方局 西条地方局中山川ダム建設事務所長」を 八幡浜地方

中山川ダム建設事務所長 に改め、「地方局出張所長」 局鹿野川ダム管理事務所長」を削り、同表9級の部知事の事務部局の項同欄中「しまなみ海道振興監(9級)」及び「新事業支援監(9級)」を削る。

別表第10 3 研究職給料表級別職務区分表1級の部中

知事の事務部局	研究員
警察の事務部局	

知事の事務部局	研究員
	主任技師
警察の事務部局	研究員

知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「試験研究機関の 試験研究機関の 中「試験研究機関の分場長(4級)」を 専門研究員 中予水産試験場 分場長(4級) に改める。

付

別表第10 5 医療職給料表(二)級別職務区分表2級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師

」を 「相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師 主任技師

」に改め、同表6級の部知事の事務部局の項同欄中「衛生環境研究所環境研究課東予分室長」を削り、「地方機関

の課長」を 「地方機関の課長 保健所の技術課長補佐」に改め、同表7級の

部知事の事務部局の項同欄中「地方局保健部生活衛生課長  
「地方局保健部生活衛生課長  
」を 保健所保健課長 に改める。

食肉衛生検査センター所長」

別表第10 6 医療職給料表(三級別職務区分表1級の部  
知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄  
中「定型的な業務を行う技師」を 「定型的な業務を行う技  
主任技師

師 に改め、同表4級の部知事の事務部局の項同欄中「婦  
長」を「看護長」に改め、同表5級の部知事の事務部局の  
項同欄中「総婦長」を「総看護長」に改める。

別表第10 8 高等学校等教育職員給料表級別職務区分  
表1級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄及び同表  
2級の項同欄中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

別表第11備考第1項の表の注(2)中「無線従事者の操作の  
範囲等を定める政令(平成元年政令第325号)」を「電波  
法施行令(平成13年政令第245号)」に改める。

別表第16保健婦、助産婦、看護婦の項職種の欄中「保健  
婦、助産婦、看護婦」を「保健師、助産師、看護師」に改  
め、同表准看護婦の項同欄中「准看護婦」を「准看護師」  
に改め、同項学歴免許等の欄中「准看護婦養成所卒」を「  
准看護師養成所卒」に改め、同表備考第1項を削り、同表  
備考第2項中「准看護婦養成所卒」は、保健婦助産婦看護  
婦法を「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法  
に改め、「又は養成所」の下に「(保健婦助産婦看護婦  
法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による  
改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に  
規定する学校又は養成所を含む。)」を加え、同項を同表  
備考第1項とし、同表備考第3項中「保健婦及び助産婦」  
を「保健師及び助産師」に、「看護婦免許」を「看護師免  
許」に改め、同項を同表備考第2項とする。

別表第18講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母  
の項職種の欄中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

別表第20 3 高校卒の部三 高校2卒の項学歴免許等  
の資格の欄(1)中「保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学  
校又は准看護婦養成所」を「保健師助産師看護師法による  
准看護師学校又は准看護師養成所」に改め、同表に備考と  
して次のように加える。

備考 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所  
」は、それぞれ保健婦助産婦看護婦法の一部を改正  
する法律(平成13年法律第153号)による改正前の  
保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看  
護婦養成所を含む。

別表第21備考第12項中「看護婦、保健婦、助産婦」を「  
看護師、保健師、助産師」に改める。

別表第28保健婦及び助産婦の項職種の欄中「保健婦及び  
助産婦」を「保健師及び助産師」に改め、同表看護婦の項  
同欄中「看護婦」を「看護師」に改め、同表准看護婦の項  
同欄中「准看護婦」を「准看護師」に改め、同項学歴免許  
等の欄中「准看護婦養成所卒」を「准看護師養成所卒」に  
改め、同表備考第1項中「保健婦」、「看護婦」及び「准  
看護婦」並びに「准看護婦養成所卒」を「准看護師養成所

卒」に改め、「それぞれ」及び「及び第2項」を削り、同  
表備考第2項中「備考第3項」を「備考第2項」に改め、  
同表備考第3項中「准看護婦」を「准看護師」に、「保健  
婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保  
健婦、助産婦又は看護婦」を「保健師、助産師又は看護師  
」に改める。

別表第30助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寮母  
の項職種の欄中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。  
(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会  
規則7-44)の一部を次のように改正する。

第2条の表知事の事務部局の項第1号中「(環境研究課  
東予分室を除く。)」を削り、同項第9号を次のように改  
める。

(9) 林業技術センター

第4条中「、衛生環境研究所環境研究課東予分室」を削  
り、「保健所」の下に「、食肉衛生検査センター」を加え  
る。

第5条中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護師、  
准看護婦及び准看護師」を「保健師、助産師、看護師及び  
准看護師」に改める。

(教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改  
正)

第4条 教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛  
媛県人事委員会規則7-62)の一部を次のように改正する  
。

第4条中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第5条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7  
-68)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項公職の欄中「しまなみ海道振興  
「新事業支援監  
監」、及び「地方局出張所長  
道路都市局高速道路課長」

」を削り、「林業試験場長」を「林業技術センター所長」

に、「部付(1種及び3種に該当する職を除く。)」を

部付(1種及び3種に該当する職を除く。)に、「地方  
主席工事検査専門員

局総務福祉部税務管理課長」を「地方局総務福祉部税務課

「地方局

地方局

長」に、「地方局建設部主席工事検査専門員 を 保健所

地方局出納室長」 松山地

松山地

建設部用地課長

出納室長

保健課長 に、「八幡浜地方局大洲土

方局総務福祉部税務管理課長

方局保健部環境保全課長」

「八幡浜地方局大洲土木事務所

木事務所事業管理課長」を 八幡浜地方局鹿野川ダム管理

事業管理課長

に、「医療技術短期大学専攻科長」を「医

事務所長 」、食療技術短期大学専攻科長に、「道路都市局高速道路課長肉衛生検査センター所長」  
 「市町村振興・合併推進班長 」「地方局ダム補佐」を 納税班長 に、 研修所室長 滞納処分専門員 」、 研修所研究管理事務所長  
 「技術企画専門員 を 地方局ダム管理事務員（課長補佐同格者に限る。）」

所長（八幡浜地方局鹿野川ダム管理事務所長を除く。）」  
 「生活センター所長 に、「生活センター所長」を 児童指導専門員 に改め 専門研究員 」、  
 「衛生環境研究所環境研究課東予分室長」及び「緑化センター所長 蚕業指導専門員 」を削る。  
 （期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正）

**第6条** 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 204）の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項中「掲げる職員」の下に「及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（3号給以下の号給を受ける職員を除く。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「占める職員」の下に「及び任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」を加える。

別表第1に次のように加える。

任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	100分の10
任期付研究員条例第5条第2項に規定する給料表	すべての職員	100分の5

別表第1備考第1項中「及び医療職給料表(→)」を「、医療職給料表(→)、任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表及び同条第2項に規定する給料表」に改める。  
 （農林漁業改良普及手当の支給等に関する規則の一部改正）

**第7条** 農林漁業改良普及手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 225）の一部を次のように改正する。

別表第2号及び第3号を削り、同表第1号中「旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学、」を「独立行政法

人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校又は独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の」に改め、「又は旧水産庁設置法（昭和23年法律第146号）による水産講習所」を削り、「生物」の下に「、化学、食品製造」を加え、「又は電気通信」を「、電気通信、経済又は経営」に改め、「（水産講習所を卒業した者にあつては、昭和26年度以前に卒業した者を除く。）」を削り、同号を同表第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 農林水産大臣が行う水産業専門技術員資格試験に合格した者

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

**第8条** 特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

別表第1宇摩郡の項中「 

別子山村甲 474 番地	三島警
--------------	-----

」

「 

別子山村甲 474 番地	三島警
別子山村甲 477 番地	

」

「 

三島警察署別子山駐在所	3級
別子山村教育委員会事務局	2級

」に改める。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

**第9条** 管理職員特別勤務手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 805）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員給与条例第17条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 68）別表中欄に掲げる公職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める公職に係る同表右欄に掲げる支給割合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 12,000円
- イ 2種 10,000円
- ウ 3種 8,000円
- エ 4種 6,000円
- オ 5種及び6種 4,000円

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 12,000円
- イ 4号給及び5号給 10,000円
- ウ 2号給及び3号給 8,000円
- エ 1号給 6,000円

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

県議会訓令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会議務局

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県議会議長 柳 澤 正 三

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会議務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中第8号を第12号とし、第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号の次に次の4号を加える。

- (6) 愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第7条第2項及び第4項の規定に基づく個人情報取扱事務の登録及びその抹消に関すること。
(7) 愛媛県個人情報保護条例第21条第2項及び第22条並びに第31条第2項及び第32条（これらの規定を同条例第35条において準用する場合を含む。）の規定に基づく期間の延長等に関すること。
(8) 愛媛県個人情報保護条例第23条第1項の規定に基づく第三者の意見の聴取に関すること。
(9) 愛媛県個人情報保護条例第40条第3項及び第41条第4項の規定に基づく是正の申出及び再度の是正の申出の処理に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永 野 英 詞

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

（愛媛県公営企業組織規程の一部改正）

第1条 愛媛県公営企業組織規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表県立病院課の項係の名称の欄中「管理係」の下に「、企画係」を加える。

第11条の見出し中「診療科及び総合診療部」を「診療科等」に改め、同条中「及び総合診療部」を「並びに総合診療部及び救急診療部」に改め、同条ただし書中「若しくは総合診療部」を「、総合診療部若しくは救急診療部」に改める。

第14条第1項第24号を次のように改める。

(24) 看護長

第14条第1項中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号から第30号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「、看護士長」を削り、同条第3項中「、看護婦長及び看護

士長」を「及び看護長」に改める。

（愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1医療職給料表(三)の項4級の欄中 「看護婦長 看護士長」

を「看護長」に改める。

別表第3夜間看護等手当の項支給を受ける者の範囲の欄中「看護婦、看護士等」を「看護師等」に改める。

（愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部改正）

第3条 愛媛県公営企業公舎貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 看護師宿舎

第7条第5項及び第10条中「看護婦宿舎」を「看護師宿舎」に改める。

（愛媛県公営企業会計規程の一部改正）

第4条 愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第184条第1号中「、事務長」を削る。

別表第1病院事業勘定科目の部収益の項(8)の表附帯事業収益の項中「准看護婦養成受託収益」を「准看護師養成受託収益」に改め、同部費用の項(9)の表附帯事業費用の項中「看護婦養成費」を「看護師養成費」に改める。

（中山川逆調整池ダム操作規程の一部改正）

第5条 中山川逆調整池ダム操作規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「丹原出張所」を削る。

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
2 この管理規程の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

Table with 2 columns: Current position, New position. Rows: 看護婦長 -> 看護長, 看護士長 -> 看護長

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局 各事業所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永 野 英 詞

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する訓令

（愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正）

第1条 愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する

。第13条第1項第1号及び第3項中「看護婦、看護師等」を「看護師等」に改める。

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表看護部の項第2号中「看護婦、看護師及び助産婦」を「看護師及び助産師」に改め、同項第3号中「看護婦」を「看護師」に改め、同条第2項の表総合診療部の項の次に次のように加える。

救急診療部

- (1) 初期救急診療及び二次救急診療に関する事。
(2) 広域災害救急医療情報システムの運用管理に関する事。
(3) 救急診療教育に関する事。

第9条第16項中「看護婦長及び看護士長」を「及び看護長」に改める。

第13条第1項第1号の(2)中「使用許可」の下に「及び境界確認」を加える。

第14条第1項中第11号を第13号とし、第4号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報取扱事務の登録に関する事。
(5) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関する事(個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。)

第14条第2項中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 個人情報取扱事務の登録に関する事。
(6) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関する事(個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。)

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中8の部を9の部とし、3の部から7の部までを1ずつ繰り下げ、2の部の次に次のように加える。

Table with 5 rows and 4 columns. Row 1: 3 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務, 1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消(第7条第2項、第4項), 2 愛媛県個人情報保護審議会の意見の聴取(第7条第3項第3号、第8条第2項第6号、第3項、第9条第5号、第10条第2項), 3 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定(第20条、第23条第2項、第30条、第35条), 4 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る期間の延長等(第21条第2項、第22条、第31条第2項、第32条、第35条), 5 個人情報の開示の請求に対する決定に

Table with 4 rows and 4 columns. Row 1: 係る第三者の意見の聴取(第23条第1項), 6 口頭により開示請求ができる個人情報の決定(第25条第1項), 7 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事。 (1) 愛媛県個人情報保護審議会への諮問等(第36条、第37条、第41条第3項), (2) 第三者に対する通知(第23条第2項、第39条), 8 個人情報の取扱いの是正の申出及び再度の是正の申出の処理(第40条第3項、第41条第4項)

別表第2 県立病院課の部1の項1事項の欄中「管理」の下に「、企画」を加える。

(愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正)

第4条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則(平成9年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中6の部を7の部とし、3の部から5の部までを1ずつ繰り下げ、2の部の次に次のように加える。

Table with 6 rows and 4 columns. Row 1: 3 愛媛県個人情報保護条例に関する事務, 1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消(第7条第2項、第4項), 2 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定(第20条、第23条第2項、第30条、第35条), 3 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る期間の延長等(第21条第2項、第22条、第31条第2項、第32条、第35条), 4 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取(第23条第1項), 5 口頭により開示請求ができる個人情報の決定(第25条第1項), 6 個人情報の取扱いの是正の申出の処理(第40条第3項)

別表第1 備考中「3の部及び4の部」を「4の部及び5の部」に改める。

別表第2 総務課の表8の部中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

Table with 1 row and 4 columns. Row 1: 2 行政財産の境界確認に関する事。

別表第3 総務課の表2の部1の項(1)ア事項の欄中「又は事務長」を「、看護部長」に改め、「、総婦長」を削り、同表7の部中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

Table with 1 row and 4 columns. Row 1: 2 行政財産の境界確認に関する事。

別表第3 看護部の表1の部事務の種類欄中「看護婦、看護師及び助産婦」を「看護師及び助産師」に改め、同表2の部同欄中「看護婦」を「看護師」に改め、同部1の項事項の欄中「看護婦勤務状況報告」を「看護師勤務状況報告」に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

